

平成24年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成24年6月12日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第31号 幸田町火災予防条例の一部改正について
議案第32号 工事の請負契約について（施設整備工事第24-1工区）
議案第33号 工事の請負契約について（防災行政無線デジタル化通信施設整備工事）
議案第34号 工事の請負契約について（豊坂小学校大規模改造工事）
議案第35号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 杉浦護君 | 健康福祉部長 | 伊藤光幸君 |
| 参事 | 長谷寿美夫君 | 環境経済部長 | 鳥居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 中山豊君 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 大竹広行君 | 建設部次長兼
都市建設課長 | 近藤学君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 春日井輝彦君 |
| 消防長 | 近藤弘君 | 消防次長兼
庶務課長 | 山本正義君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

さきに議案質疑通告にあわせまして要求のございました資料につきまして、本日、お手元に配付をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様14名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を15番 大嶽 弘君、1番 中根秋男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第31号議案から第35号議案までの5件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき1人15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間も制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、第31号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、第31号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてにおける新規対象物の危険物について、通告順に質疑を行います。

まずは、町内に貯蔵されている新規対象危険物の管理状態や、その数量把握についてであります。具体的に言えば、炭酸ナトリウム過酸化水素添加物を貯蔵している関係業者はあるのかどうか。あるならば、その数量をどのように把握しているかお答えくだ

さい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、貯蔵している業者、あるいは数量等の御質問でございますので、お答えさせていただきます。

まず、今般の炭酸ナトリウム過酸化水素添加物は、一般的には漂白剤であります。これに該当するところは、基本的にはクリーニング店等々でございます。電話したところによりますと、貯蔵はしていないということでもあります。また、このような危険物施設等につきましては、年1回の立入検査を継続的に実施しております。過去においても、当該新規対象物についての貯蔵はありませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 貯蔵しているところはないという回答ですが、一時保管と貯蔵は違うような気がしておりますので、一時的に倉庫に保管しているものというのですか、そういうものは把握されているのかと。幸田町の危険物の仮貯蔵に関する規則では、10日以内の場合は届け出なければいけないというふうに書いてありますが、そういう一時保管についての現状についてお願いをします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、今言われましたとおり、一時保管の場合等々は、先ほど申したとおり、届け出はありませんでした。危険物の検査についても実施しておりますが、今、お尋ねの件については、届け等はありませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 次に、この関係業者や町民へ、その漂白剤が新規対象危険物になったということをどのように周知されるのか。一般家庭で使われている漂白剤や消臭剤、パイプクリーナーなどとの違いについて、知らせる方法は何かについて教えてください。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 周知等々につきましては、現況においては、ホームページまたは広報にてお知らせしていくことといたします。一般に市販されております漂白剤、洗浄剤、パイプクリーナー等につきましては、非危険物として県のほうにお問い合わせしたところ、市販されているものについては非危険物であるということで、該当はしておりません。周知等々につきましては、今後のこの後のホームページ、広報等にて周知をさせていくつもりであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この新規対象危険物、漂白剤が管理上、どんな状態になるとどんな危険な状態が起きるのかということについてお願いします。万が一の場合、消防署の対応と、周辺住民へどのような被害が及ぶかについてお答えください。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、今般の危険物につきましては、危険的には、加熱したり、衝撃を与えたり、摩擦等々を加えると酸素を発生するということでもあります。酸素は人体的には危険ではありませんが、いわゆる燃え盛るのものにこういった酸素が加わると、しちりんの火をおこすように空気を送ります。あれは酸素を送っていくわけです。そういった関係で、燃えが激しくなるということでもありますので、そういったところにおいて危険であると。一たんは、先回までは国のほうは該当しませんでした。いろいろな実験等により、今般、危険物に指定されています。

よって、そういったところが危険ですよということで、消防のほうでは考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 対応方。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） 済みません。失礼しました。

対応といたしましては、立入検査を毎年1回やっておりますので、その所持等々を把握した場合は、消防署のほうの対応としては、そういう危険が大になるということ把握はさせて、先頭においては、そういう旨を職員には周知させていきます。

また、周辺住民には、いわゆる危険物であります、例えば、ガソリンスタンドができたから危険ですよ、当然危険は危険ですが、そういったたぐいと同じような形で、周辺住民への影響等々を考えますと、一たん事があったときには、警戒区域を設けて、避難勧告、避難指示を出して、早目にそういった対応をして住民の安全を図っていくということに相なるかと思えます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 最後に、こういった新規対象危険物も含めて、今までの危険物が個人の住宅で、内緒でと言っではいけないですが、貯蔵された場合の把握はできるかどうかについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 一般的に消防機関では個人で貯蔵、保管されている調査は実質困難であります。難しいとは思っていますが、消防職員が住民と接する機会だとか、身近にある漂白剤等に新たに危険物となった物品が含有している可能性がある旨をお伝えしていくよう職員に指示を出したところであります。情報によると、先ほども言いましたが、一般市販液体が該当することはありませんので、今後、混同しないということと広報等ということで御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の火災予防条例の一部改正、その対象物の中に、いわゆる急速充電器、こうしたものも規制の対象になっていくという形の中で、条文でいけば、20キ

ロワット以上50キロワット以下、それを対象物とすると、こういうふうに記載があるわけですが、実態として、今、幸田町にはないという説明であります。今後、こうした急速充電器の普及というのは当然考えられてくる。そうしたときに、どの辺まで拡大を見込むのか。いわゆる一般家庭には電力的な問題も含めてオーバーかなというふうに思うわけですが、一定商いをするという対象の関係でいけば、これは拡大をしてくるであろう、普及拡大をするであろうというふうに見込むわけですが、そうした点でいけば、現状認識は、ありませんよということですが、今後の状況としては、どういうふうな展開を予想されているのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今、ご質問のとおり、電気自動車が普及しております。急速的な面も見受けられますが、今般の急速充電器の取り扱い、設置等の基準について、今、言われましたとおり、急速充電器は20キロワットから50キロワットということになっております。今回のこの火災予防条例の急速充電器については、これは届け出が要らないと。義務がございませんので、若干この旨を取り締まっていくというのは難しいところがございしますが、条例で今般、設置だとかそういったことの規定をさせていただきましたので、広報、ホームページ等々を利用してお知らせしていくと。届け出はなくてもいいわけですが、そして、その中には届け出を極力してもらおうと。ぜひお願いしていくと。義務はございませんが、そういったことで把握をしていこうということも思っています。と同時に、予防防災課を設置窓口相談口といたしまして対応を兼ねていこうと思っております。言われるとおり、普及していくとは思っておりますが、現況においては火災予防条例で14項目に、中身をしっかりとってくださいとか、火災予防上しっかりとってくださいということだけで、法令的には届け出の義務がないというような状況下の中で対応を考えています。今言ったように、広報等で知らしめ、消防本部の予防も独自で対応していくということで考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 20キロワット以上50キロワット以下と、こういうことになると、その設置の関係については、今、あなたの言われるように、届け出はないよと。問題は、今後普及をされてくるであろうという機種を選定の中で、一般家庭と、もう一つは、なりわいをする、いわゆる商売の対象として出てくるという二つの選択があると思うのです。そうしたことに對してはどう対応されるのか。つまり50キロワット以上であれば、この火災予防条例でいけば規制対象外と。20キロワット以下であれば、それも対象外といったときに、その中間部分、いわゆる20キロワットから50キロワットという関係でどうなのかという問題が一つ。

もう一つは、急速充電器、その対応するのは車という点でいけば、幸田町には道の駅がございします。それは途中でというわけにいかないわけですが、248号と23号が重複している区間もある。そういうことも含めていくなれば、一面、ガソリンスタンドでの普及というのは出てくるわけですね。それは、先ほど言われたように、これは50キロワット以上になるであろうと。こういうことで規制にかかるけれども、それ以下であれば、

それは別な関係で規制の対象になってくるというふうにするわけですが、そうしたことの対応についてはどういうふうにお考えなのか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今般のこの電力に関係しまして、今言われましたとおり、急速充電器の対応範囲としては20キロワット以上50キロワットと一くくりし、50キロワット以上につきましては、これは受電能力が変わってきまして、もう別の電気利用法ですか、いろいろ面で規制がかかりますので、急速充電器として50キロワット以上はないと思っております。また、こういった施設をつくるチャデモという協議会がございますが、その中でも、急速充電器については20キロワットから50キロワットという範疇を決めております。

今言われるように、一般家庭におきましては、20キロワット以下になってきます。むしろ、それ以上はございません。そうすると大体100ボルト、200ボルトで引きますし、20アンペア等々を計算しましても、4キロワットから5キロワットということで、急速充電器には該当しないため、今般の規制から対象外です。一般の充電器になりますと15時間、200ボルトが7時間。急速充電器は、いわゆる15分から30分でほぼ80%ぐらいの充電率になるということでもありますので、一般家庭においては規制はかけてございません。電力量としても、今言ったように、少ない量でございます。

また、そういった一般家庭の普及は電気自動車を持っておられる方はやっておられるかと思いますが、今般の規制は、そういったことで20キロワットから50キロワットということで普及は見込まれてきますが、先ほど申し上げましたとおり、届け出の義務はございませんので、若干そういったものはまた国、県とも調整して、対応を今後も進めていかざるを得ないと思っておりますが、普及は今後も見込まれると思っております。

50キロワット以上につきましては、先ほど言いましたように、急速充電器というよりも大きくなりますので、規制がまたもっと強化なものになってきますので、今般の急速充電器とは変わってくると思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一応対象としては20キロワット以上50キロワット以下ということですが、届け出不要で実態把握が難しいといったときに、なすすべくもなくということではやはりまずいわけなので、そうした点では、届け出の義務はないけれども、販売する業者や企業、そうしたところに一つは協力要請をしていかないと、事故があったときや火災が発生したとき、それは全部自治体が対応しなければならないですよ。売りっ放し、後の面倒は自治体よろしくと。しかし、その実態さえもわからないよということでは、法の網というよりも、法も整備されていないという点があるといった点で、これはどこかで抑えをするような形、法的に抑えができないということですから、販売する業者や企業に対しては、どのような指導や、指導というのは向こうも構えてしまうものですから、言ってみれば要請をしていくのかと。そこら辺の選択肢はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 言われるとおりです。届け出がないものですから、放ったらかしというのはなかなか難しいと思います。一般的には、どうしても電気スタンドとガソリンスタンドは一緒のように思われがちなところもありますし、今言われるように、23号線とか高速道路においてはどんどん進むであろうとは思っております。

そういったことに関しましては、今現時点では、先ほども申し上げましたとおり、まずは広報、それからホームページ、あるいは、それを商いとなす方々、ガソリンスタンドはちょっと考えにくいですが、そういった関係業者等々を今後も消防署内で検討いたしまして、事前にそういったことが考えられるところは、こういったことになっていますよということで、通知文を出すなりにして対処をまずはしていこうとは考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、一つは道の駅筆柿の里・幸田の関係は、これは設置をしようと思えばできるわけですよね。そこも届け出対象外、報告することも必要ないということですが、よきに計らえというわけにもいかない。幸田町の一定支援もしているという関係からいけば、やはり一つは道の駅の問題。ガソリンスタンドも今後はガソリンの需要が一定減ってくる。減ってきたときに自分の商売をやめるなら知らないけれども、そうでなければ、一定防火上の問題も、エリアを設けて、そこが充電器設置をする場所の選定というの、これは当然あり得ますし、また、町内には幾つかの洗車場があります。その洗車場の一角にも、これは設けようと思えばできる。そうしたときに、「それは、届け出は不要でございますよ」と言ってやってみれば野放し状態になるといったときに、消防としてどういう活動の選択肢が出てくるかというのは、一つは巡回、巡視をする。らしきところに行って、ここら辺は危ないようなところという表現が適切かどうかはともかくとして、設置をされてくるであろう、しかし、届け出もされていないといったときに、法の網をくぐってと言っていいかどうかはともかく、実態がつかめない、つかめないから手が出ないということの繰り返しではいけないわけなので、それはやはり予防の問題も含めた巡視、巡回という点ではどんな形で今後展開をされていかれるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 御指摘の点は本当にそのとおりであります。届け出がないからと手をこまねいているという状況ではないとも思っております。新しい施設と考えておりますので、消防としましては、設備の把握としてやっていくというふうに考えております。今言われました道の駅、248号等に多く設置、多分こういった形になってくると思います。隠れたところに設置というのは不可能でありますので、そういったところに設置が今後予想されると思っております。巡回、巡視等も含めまして、248号、あるいは道の駅の23号線、あるいは主要幹線道路、特にそういった設備の把握を消防でやっていくよう心得て進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） この急速充電設備について、愛知県内でどのくらいの実体数があるのかということと、それから、今、町内の電気自動車というのは大体何台ぐらいなのかということ、今の話にも出てまいりましたが、こういうものが県内とか、日本の勢いとか情勢の中で、どんなぐあいな方向で普及してくる予測を立てているのかということが一つ。

今回の条例の条項の関係であります、幸田町独自に定めた条項があるのかないのか、全国一律の標準規定であるのかということ。それから、こういう急速充電設備を設置しようと思うと、申請によって補助金が出るというような話も聞きましたが、そういう場合、消防署へ出すのか、県に出すのか、どこへ出すのか、その辺のPRをどうされるのかということ。先ほど道の駅の話が出ましたが、役場自体に電気自動車の今後普及とか、庁舎の敷地の中に設置するような見込みも考えているのかどうか。というのは、電気自動車を環境問題として、今後、町として推進し、普及に前向きな格好で取り組んでいくのかどうかということについては、見本を見せていくような姿勢があるのかないかという、その辺の4点についてお尋ねをします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お問い合わせの急速充電器のまず県内の設置数でございますが、基本的に届け出義務がございませんので、県のほうへ問い合わせしてもわからないということではありますが、これはチャデモ協議会といたしまして、こういう急速充電器をつくる上での協議会がございまして、そちらに問い合わせしましたら、愛知県では28カ所というのを6月4日時点ではいただいております。

本町の電気自動車の数、これはトヨタさん、三菱さん、あるいは日産さん側へ問い合わせすればわからないこともないですが、今現時点では届け出がございませんので、正式な幸田町の電気自動車数というのは把握しておりません。

設置見込みの気配はということですが、先ほど伊藤議員からも御質問のありましたとおり、かなり進んでいくと。進む場所は道の駅だとか、先ほどの248号だとか、主要なところへ進むであろうということでもあります。一般的に電気自動車は自宅でやられるケースがほとんどであります。そのとおり、先ほど言いましたように、200ボルトなら8時間、100ボルトなら16時間ということで、そういうのを踏まえて、急遽の場合ももって急速充電器というふうに頼ってくると思いますので、主要なところはそういうところへ設置されてくるだろうと思っております。

ただ、今、どのような気配かということは、まだ把握はしてございません。電気自動車を製造しているメーカー等々には電話もいたしまして、内々の感想はつかんでおりますが、今後の見込みの気配等はわかりかねるところでございます。

それから、条例の本町の固有の規定はあるかにつきましては、これにつきましては持っておりません。固有の規定というのはございません。国が定めてきたもの、また、それに付随して県が独自にやられるといったようなことがあれば、当然、上から下へおりてくる形でやっていきますので、今、まことに申しわけございませんが、単独の規制と

か、規約とか、そういうことは考えておりませんし、これは本町固有の規定は持っていません。

補助金の申請ということですが、急速充電器は、主に大体200万円から400万円ぐらいと聞いております。これについて、経済産業省だとか、そういったところの一般財団次世代自動車振興センターというところで補助金のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金というのがございます。これにつきましては、一言で言えば、頭打ち100万円の半分ということですので、200万円以上のものを買うと、一口100万円ぐらいの補助が出るということですが、消防のほうへどうということではなく、また、自動車の関係でもございませでした。そういった経済産業省等々の推奨団体であります、愛知県も加わっておりますチャデモ協議会等々によるところの自動車振興センターでこの補助金制度は取り扱っているということでもあります。申しわけありませんが、そういったことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、役場ですか、こういった電気自動車の購入の見通しということでお尋ねがございました。管理のほうは役所のほうでやっておりますので、この前、お聞きしたところによりますと、今現時点ではいい話であるが、電気自動車の進め方については考えていないということでもあります。消防署のほうといたしましては、若干電気自動車等にはパワー的なものがございまして、消防署のほうも、電気自動車で走っていくというのは、パワー等々を考えますと現時点では非常に難しいところがありますので、職員署としても電気自動車は考えておりません。役場のほうとしても購入の予定はないということですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 電気自動車の購入の関係でございますが、今、消防長から答弁をしたわけでございますけれども、現在はどちらかというところ、今、ハイブリッドのほうを中心に考えているところでございますが、電気自動車につきましては、今のこの条例でも出ております急速充電器の関係など、こういった普及状況、こういったようなものも今後の状況というものを見ていく必要があるかというふうに思っております。当面は、今すぐ購入という計画は持っていないわけでございますが、そういった状況も踏まえて、また今後、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回、急速充電設備の設置についてお伺いをしたいわけですが、私の質問では、設置する場合のしつと申請の予定はあるかということをお聞きしたわけですが、これはしつ等の届け出は要らないということで、義務ではないということだったので、わかりました。

今回は条例の基準どおりに設置されるということが基本だということですが、これについてのしつも、届け出がない以上は、どこまでこの条例が守られているかとい

うことも把握はしづらいということもわかりました。

今後、全国ではこの急速充電設備というのは本当に多く出ていくのではないかなというふうに思いますし、また、高速道路のサービスエリア等も毎サービスエリアで見かけるような気もいたします。

そこで、設備が多く見込まれるということで、全国的にこの設備の事故の事例があったかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

これはハイブリッド車ができてから、こういった事故の対応で、事前に業者を呼ぶ、メーカーを挙げてはいけませんが、トヨタさん等、そういった製造メーカーを呼んで事前対策は練ってきました。答えとしては、これについては事故がありません。高圧電力が流れますので、そういった救助、救出、消火、火災等、現時点ではそういったことで出火甚だしいだとか、人の救出が危ないとか、そういったことも踏まえまして、事故の報告等は現時点では報告されておられません。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 急速充電設備の県下の普及ということで、28カ所ということがありますが、この近隣ではどのぐらい、西三河管内で結構ですけれども、それはどのぐらいあるかということをお聞きしたいというふうに思います。

今まで、この基準が明確にされなかったのが、今度条例化によって14項目にわたって明確にされるわけでありましてけれども、この急速充電設備を設置する場合は届け出がないということで、この条例の周知を図っていくと言われますけれども、実際に、この町で周知を図るといっても、なかなかその設置をされてからでは難しいわけでありまして。

そこで、まず設置するときに、メーカーに対してのお願いとか、そうしたものをやっていくべきではないかなというふうに思うわけでありまして。この14項目についていえば、これは国の火災予防条例に基づいて条例化されるわけでありまして、当然国のほうからもおりてくるわけでありまして、しかしながら、幸田町として、その基準を明確にメーカーに要請をすべきだというふうに思いますが、その体制づくりは行っていかどうかでございます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 先ほど、チャデモ協議会の資料を報告させていただきました。県内では28カ所、6月4日現時点ではそういう答えをいただいておりますが、市町村別では把握してございません。先ほども言いましたように、届け出、申請は不要という中でありますのであいまいなことになりますけれども、近隣市町村の把握はしてございません。

メーカーに対しては、言われるとおりに、スタート時点である程度押さえていくということは大切なことだと思っております。実はこれはメーカーが大体絞られてきましたので、出ていく段階でといいますか、出荷する段階でそういったものを消防へ届け出ても

らうということも一つの案とは考えております。何せ申請、届け出がございませんので、広報やホームページということも一つの手であります。若干漏れるというようなところもございますので、いわゆるスタートラインの、今御指摘のありました、メーカーに対しての出荷のときですか、そういった初期の段階でこちらへ届け出るといふことは、今お聞きして非常にいいことだと思っておりますので、この件は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このメーカーに要請をしていくということでもありますけれども、例えば、テレビ等で考えますと、パラボラアンテナが設置された場合は、これは届け出といえますか、そういうふうに電器店から通知が行くようになるわけではありますが、そのような体制づくり、メーカーが町内に設置をする場合、その販売メーカーに対して、幸田町にきちんとその設備が設置をされたという、そういう報告、義務ではないわけですが、お願いをするという、そういう体制づくりをしていけば、巡回しなくてもわかってくるというふうになるわけがあります。

自動車と違って登録制ではないわけですから、その辺があいまいになってくると、何らか事故があった場合には、やはりこれは最終的には自治体はその対応をしなければならぬわけがありますので、その辺をきちんとやってくるかということと、それから、そのメーカーが県内にはどのぐらいあるか。また、それと同時に、この西三管内での販売メーカーというか、そういうものがどのぐらいあるかということは、これからかとは思いますが、その辺の把握もしながら対応していく、その体制づくりについて、再度確認の意味で答弁をいただきたい。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 御指摘の点、重々やっていきたいと思っておりますが、先ほど、私の答弁で漏れましたが、今般のことにつきましては、やはりそのスタートラインが非常にネックになっておりますが、経済産業省あるいは消防庁、メーカーと数年前から検討はしているという情報が入っております。そういったものを把握して、今、御指摘の把握ができるような状況を放っておいてはいけないということで、経済産業省、消防庁、メーカーとの検討結果を重々把握いたしまして、条例のほうへ反映していきたいと思っております。

メーカーは、つくっているところはわかりますので、今、御指摘をいただきましたことにおいては、そういったメーカー等々、しっかり把握していきます。いい加減なことは言えませんが、今後は多分、消防庁のほうから、こういった出荷段階の、先ほどパラボラの例と一緒にような形になってくることは推測されます。安穩としている気はありませんが、今の件はしっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○13番（丸山千代子君） メーカー等、西三管内にどのぐらいありますか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 申しわけございません。数の把握はしておりませんが、申しわけ

ございません。今、資料では把握しておりませんので申しわけないですが、今のところ、正式な数は把握しておりません。申しわけございません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 条例をつくるのは、これは国の法整備の関係から、自治体も条例化ということで条文整備をするわけでありますけれども、しかしながら、やはりこうした、これから普及が見込まれる、そういうものに対しては、町としても、そのような体制づくりはきちんとやっていくべきだし、また、そのような体制がなければ、この県も加入しているチャデモ振興協会、このところへの要請等もきちんと行い、そして、対応していくように進めるべきではなかろうかというふうに思いますので、その辺のところ、徹底すべきところは徹底するようにお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今、御指摘の件につきましては、しっかり進めていきます。確かに把握ができない状況は・・・ではできませんので、今、御指摘の点をしっかり踏まえまして、また、国、県、県から国、そういった関係もしっかりやる、メーカーとも協議をして、設置場所のところだけでも、もちろん設置場所ですが、そういった関係をしっかり把握していきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） お願いをします。

シェルターの費用対効果について、通告順に質疑を行います。

まずは、かなりの金額の工事ですから、当然、このシェルターの利用者の予測調査はされたと思いますが、1日平均利用者はどのぐらいと推定されておりますか。1日の乗降客の数から、シェルターの利用者は何人ぐらいかという意味であります。現在、1日の乗降客から、歩いてきた人とか、自転車やバイクで来た人とか、パークアンドライドの駐車場を利用した人を除いた数の問題だと思えます。

3月17日に開業して、きょうまでに乗降客の実態調査は何回ぐらいされているのか、その結果についても報告をいただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、シェルターの利用調査については、行っていません。特に、この駅前広場を決める際は、都市計画決定上では将来の予測の乗降客数を、今、5,000人で計画していきまして、この東西の駅前広場の面積、乗降客を決定して、東側の広場の面積が現在3,700平方メートルで乗降客3,000人、西側が面積2,500平方メートルで乗降客約2,000人で行いました。

そういうわけで、シェルターの利用者の人数ですが、これについては、路線バス、タ

クシー、コミュニティバス、身障者、それから、一般の送迎の車の利用者ということで、現時点では人数の把握をしていません。ですから、まだ実態調査としては行っていない状況でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 実態調査をされないで、これだけの予算を使って工事をすると。さあ、それでいいものかなということをととても気にしておりますので、将来3,000人ぐらい使うであろうと。そういうあいまいな見通し。その根拠について、もう少し詳しく教えていただきたいと思いますので、きちんと調べて費用対効果を証明すべきだと思うのですが、その見解についてお願いをします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然、この地区は新規の駅前広場ということで、つくる前において実態調査は当然ないわけでございます。ですから設計上で一番基づくのは都市計画決定上の数値、また、駅前広場の設計においては、駅前広場設計指針というのが日本交通協会から出されています。そういうものに基づいて、全体のまちづくりをどうするかという中で設計をしますので、最初から実態を調査して計画をするということはありません。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 何ら実態調査なしにこれだけの工事が行われていくということがよく把握できました。

東口のシェルターは、ロータリーをぐるりと取り囲むように計画をされております。このシェルターの利用者は、ほんの一部のバスとタクシーの利用者と、送り迎えの、いわゆるキスアンドライドのための施設であります。相見駅の多くの利用者は、相見駅の周辺からわざわざこの土地を求めてやってきた人で、傘を差して歩いてくる人なんですよ。ほかに、高校生を中心にした自転車で来る人、それから、500台の駐車場を利用するパークアンドライドの人なのですね。そういう人たちには、このシェルターには何らメリットがないと。利用する人の多くが利用できない。その利用する人とならない人の割合というのはどのくらいに予想されたのかなということに気をしておりますので、ほとんどの人が利用しないシェルターになるのではないかなということに心配しております。東口の全面シェルターの費用対効果についての見解をお願いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、シェルターの計画は、先ほども申しましたけれども、あくまでも駅前広場というのは交通結節点でございます。バスとか、タクシーとか、そういう利用者が乗降場で待っている状況とかおきる状況があるわけで、その状況において、雨よけとか日よけの役割をします。もしくは、そういう方が設置場所に歩いていく動線においてシェルターを設置したという計画になってございます。

特に、そのほかでは、そういう交通結節点という交通空間、それから、全体や駅の広場を見た場合の都市景観の形づくり。例えば、町でいえば駅舎とデザインがマッチしているとか、公園とのマッチをしているかという、駅と自由通路、周辺を一体的に計画

して整備するというのが駅前広場をつくる基本でございます。

ですから、利用する人とかしない人というのは、今、議員が言われましたように、車の方とかいろいろあるわけですが、そういう割合については、このシェルターの設計においては、そういうのはしていないという状況でございます。

それから、効果としましては、今、そういう諸交通ですかね、バスとかを利用する人たちの雨よけが主であり、それから、特に東口は隣接する公園にトイレがございますので、そこまで導くためのシェルターをつくって、そういう利便性を図ったという状況です、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） もう一度確認しますが、ということは、このシェルターをつくるのは都市計画上の問題であって、この費用対効果は一切考えていないというような判断でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 費用対効果というのは、通常B/Cというのですが、既存のものがある、それを将来、こういうふうに広場をつくった場合にどれだけの効果が、例えば一点何倍とか、2倍とか、そういうものですが、この駅前広場については、本町の場合はすべてないわけであって、そういう比較するものがない。ただ、効果については、先ほど申し上げたとおりの内容でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 予測されるのに、これだけぐると一回りというようなシェルターが果たして必要なのかというのが今後言われることではないかなというふうに思っております。

それよりも、駐輪場から雨にぬれない状態で駅舎に行けるというように、駐輪場に屋根をつけるとか、そういうことのほうが現実優先されるべきだというふうに思っておりますので、第2期工事の計画はあるかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、平成24年度で東口のシェルターはすべて完成の予定です。それから、西口のシェルターについては、図面を見られたとおり、身障者とタクシー乗り場の位置しか設置してございませんが、将来は、当然乗降客等がふえれば、これを連続する予定がございしますが、当面、この乗り場の二つの設計をもって完了の予定をしたい。ただ、周辺、駅西の土地利用とか住宅事情で熟成をしてくれば、2期工事として判断をされると。

それから、駐輪場から雨にぬれないで駅へということ。当然ここもシェルターがあればいいかと思うのですが、これにおいてもまだ時期尚早ということで、将来の計画においてはありますが、現時点では今の計画でお願いしたい。ただ、一部、議員が言われましたが、駐輪場の屋根については、平成24年度の工事において設置をいたします。

○5番（中根久治君） どちらが優先順位かというのは、現場へ行って見られるとよくわかんと思いますので、その辺をお考えいただきたいというふうに思っております。

この落札率を見ますと79.6%になりますよね。高いところの業者によっては99.1%で

すよね。ですから、一番高いところからの差を見ますと2,000万円近くの差があると。これは、安いのはいいことですが、落札率が80%を切ると業者は赤字だと言われますよね。下請けいじめになっていないかなということを心配しております。これだけ2,000万円も差があるということは、随分おいしい仕事なんだなというふうに思っております。去年の相見駅塗装工事は97%の落札率でした。今回、随分もうけの幅があるおいしい工事について、どのような見解を持っておられるか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 自由通路は発言通告がありませんので、質問をやめます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 入札結果の関係でございますけれども、確かに、予定価格と契約金額の関係につきましては、かなり開きがあるということでございます。ただ、議案関係資料でお示しをさせていただいておりますように、執行調書で見いただきますと、8社が9,000万円台というようなこともございます。入札価格としてはばらつきがあるわけでございますけれども、一応こういった中で競争原理が働いたものと私どもとしては理解をしているところでございます。

○5番（中根久治君） 今、その入札については、費用対効果の一部かなというふうに私は考えて質問をしました。もう少し丁寧な通告を出しておけばよかったなというふうに思っております。

このシェルターは、東口は全面シェルターで、西口は、先ほど言われましたように、タクシーと身体障害者のみでございますね。ここでも幸田と三ヶ根と同様に、東口と西口の差が明らかになっております。利用者のためを考えるならば、東口が表玄関の見えばかりにこだわっていないかなというふうに思っておりますね。相見駅の整備は、利用者の声をよく聞いて、必要なものから順番に整備するのがよいかなと思います。500台の駐車場を用意した西口は、500台ですから、どう考えても1日に1,000人以上の利用者がいると。そういうことですので、東西の設置場所の差について、お伺いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、東西の設置場所の差ということで、先ほども言いましたように、まず、乗降客の差があるということで広場も異なると。広場が異なれば、シェルターの延長も変わるということ。それから、トイレの配置が、東口は隣の公園のトイレを利用するという点と、西口は自由通路の下にあるという点では、その動線の長さの延長が異なる。それから、先ほども申しましたけれども、東口と西口では公共交通機関、路線バスとか身障者の乗り入れが異なるということで差ができたということで、幸田町に3駅ある中で、西口が発展していないということですが、決して、ここにおいても東口という玄関の見えとかに限ったものではないということで、あくまでも都市計画法決定上、将来を見据えたまちづくりの中で検討しています。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間、休憩といたします。

休憩 午前9時52分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） 先ほど31号議案で丸山議員からお尋ねの件のありました、この急速充電器のメーカーの数と種類の数を御紹介させていただきます。22社がつくり、77製品であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） では、次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） プラスワンだということで、3駅の相見駅は皆さん大変期待をして、観光の拠点だと言って、看板もないところで実態として開業して、私も何回か実態を見ていって、「寂しい、寂しい拠点の駅だな」と、こんな感じですよ。では、乗客数はどれだけかと聞いたら、「実態はつかんでおりませんわ」と。あんた方ね、設計金額でいけば1億円だ。予定価は9,800万円だけれども。設計価でいけば1億円の仕事をしようというときに、実態も見ずに。絵そらごとだ、言ってみれば。絵そらごとでこんなものをかいて、雨宿りだわ、シェルターだわ。そんなばかな行政を進めてはいけなわけです。

改めて、乗客数の実態は、JRが言わないと、JRが開業後3カ月を過ぎないと、つかんでおりませんということそのまますべて、「やっておりますわ。片一方で1億円を使いますわ」と。では、1億円を使うからには、あなた方は職員を派遣して実態を見たことがあるのか。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 乗客数の関係につきまして、議員が今言われますように、JRのほうの回答といたしましては、今の段階での回答というものが出てまいりませんでした。そういったことで、正式な数値というのは把握をいたしておりません。現状で、私どもの定期利用者との関係で、試算とっては何でございますが、そういった形で考えてみますと、これはあくまで例えばの話でございますけれども、駐車台数が北駐車場、また、南駐車場合わせて29台がとまっております。それから、駐輪場のほうにつきましては、全体で277台がとまっているということでございました。幸田高校、また、職員の利用者関係で159名の方が御利用いただいているというような状況がございます。これが乗降客につながるかどうかということにははっきり申し上げられませんが、一つの目安として、これを全体を足しますと465という数字が出てくるわけでございます。こういった状況ということぐらいしか今つかんでいないということでございますので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） すべからくJR待ちということで、JRが言ったことが正式ですよ、こういうことですが、自分たちでそれなりにおやりになって、465人、ぶっかけて倍にして約1,000人。1,000人そこそこのところに1億円からの設計金額でシェルターをつくると、こういうことですが、それはそうしましょう。

幸田町は建築設計事務所の登録事務所ですか。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田町は登録事務所ではございません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、確認申請は、幸田町は申請の手続はできないわけです。だれかに名義を頼んで、言ってみれば、余り正確ではないけれども、名義貸しだ。名義貸しして、設計は都市計画課がやりました。それは後で問題はあるにしても、それは立派なものだ。しかし、登録申請は、県知事の登録ナンバーを持たない幸田町が確認申請することはできませんから、県知事の登録をもらっている設計業者に、「頼みます」と言って、どこへ頼んで、頼み料は幾らお出しになりましたか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 建築確認の申請の作成も含めて、実施設計業務の委託の株式会社オオバ名古屋支店のほうへ委託をしました。この確認申請の手数料だけが幾らというのは、今、手持ちにないので、後ほど報告させていただきます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤。

○14番（伊藤宗次君） オオバに委託を出して頼んだよと。言ってみれば、どこかでまた恩を売った、買った、こういう関係ができてくる。幸田町にそれらの技術者がいるわけです、設計者もいるわけだ。これを設計したのは、都市計画における1級建築士の資格を持つ人間がやったかどうかは知らない、知らないけれども、幸田町には複数の建築設計の1級を持っている人、そういう人たちも含めていくなれば、私は県知事に登録をされた事務所になっていく、そういう方策も一つは私は必要だというふうに思います。

ということで、東西でいけば145.5メートルのシェルターということで、このシェルターについても、建築面積と延べ床面積が出てくるわけです。これは、建築面積と延べ床面積はそれぞれどれだけになりますか。西口と東口には分けて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、延べ床面積ですが、東口につきましては343.44平方メートル、西口は50.97平方メートル、合計394.41平方メートル。建築面積は、東口が183.57平方メートル、西口が29.94平方メートル、合計213.51平方メートルであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、こういう延べ面積、あるいは延べ床面積、建築面積という形に一定の規模というのは、今後、いろいろ含めていくなれば、私は、建築確認がみずからの判断でできるように、そういう行政のレベルアップ、質と量という点でいけば、今の須賀町政だけで言うけれどもレベルダウンと。行政の質と住民サービスをどんどん、どんどん低下させていくという、そういう町政を推進をされておられるということが言えるというふうに思うわけです。

そうしたときに、先ほども出た日5,000人、東口で3,000人、西口で2,000人の乗降客を見込んだ将来の展望を踏まえた設計だよと、こういうことを言われるわけですね。そうすると、思い出すのは、町長が我が町をどういうふうにとらえているか。それは、まさに発展途上国であるという点でいけば、5,000人からいこうと思ったら、人口10万

人を超えなければできないです

片一方で、10次行改で住民目線で考えて、住民目線で事業推進だと。その実態がこうなのだ。日1,000人利用するか利用しないか。そこに1億円の設計予算をかけていく。それが住民目線か、あなたの住民目線と一般住民の目線、事業の推進の内容、極めて大きな乖離がある。こんな形でどんどん、どんどんやっていけば、幸田町なんかおかしくなってしまう。おかしくなっていくときに、あなたが、目玉をころころ、ころころ変えていく。こういう行政を推進されていく。

そういう中で、今回のシェルター。9ページになりますか。小さいものね。私も老眼鏡をやって、さらにその拡大鏡をやらないと全然見えてこない。御当地は北西の風、御当地というよりも、幸田町全体が北西の風だね。年がら年じゅう基本的には吹いている。御当地は遮る物は何もない。こういうときにシェルターをつくられるといったときに、この9ページの右下に横断図がありますよね。この横断図を見て、これで大丈夫かいと。北西の風にあおられて、屋根がぱたぱた、ぱたぱたしないか。これでいきますと、ろう付けのアルミハニカムパネルが厚さ35ミリメートル。ですけれども、その屋根は、括弧において、面板が2ミリメートル、枠材が32.6ミリメートル、面板がまた2ミリメートル、総厚が36.6ミリメートル。パネルの厚みは35ミリメートルと。マイナス1.6ミリメートル、締め込んで締め殺しをするのかと、こういうのが一つ。数字的に合わない。

35ミリメートルのハニカムパネルでありながら、括弧の中では36.6ミリメートルだよと。1.6ミリメートルは、締め込んでいけば、これはアルミだから死んでいくわけだ。そういうのが一つ。どういうことかということと、もう一つは、4メートル間隔の柱ですよ。4メートル間隔の柱で、これだけのものをどういう形で固定強化するのかというのは、この図面でいくと何もない。どういう固定と強化方法を考えておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、北風が強いということで、ここの構造計算、風に対する計算でございますが、これは建築基準法に基づいております。その基準風速が34メートル。最大瞬間風速53.8メートルの設計で、構造計算が適合判定という形になっていきます。

それと、35ミリメートルでの1.6ミリメートルの差ですが、固定方法については、今、絵にありますように、それぞれはりがございまして、それのはりとパネルを当然支持金物をもって、固定ボルトによって接着させるというような形で、現在、この1.6ミリメートルの差というのは認識しませんが、そういう固定方法についてはきちんと対応するという形になっています。

それから、4メートル間隔での強化ということですが、当然、構造計算が行ってあるということで、現在、ここの中に中間小ばりというのが4メートルの真ん中に、2メートルのところにはりがございまして、それから、つなぎばりというので、支柱のところにもそれぞれあると。これは片持ち支持ばりでございますが、そういうような形の構造計算で行っていますので、それについては安全という判断ができるということです。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 自社設計で、よくわかりませんがなどという答弁をよくするなというところがまず第1点ということと、4メートルの中で、中間柱があるなら知らないが、ですけども、あなたの言ったのは、片持ちはりだと。片持ちはりで支えておりますよと。要は、4メートルの中で、はりがこうならんように、中間でぴっとパネルをこうやって押さえているだけの話です。なぜそうなのか。

さらに、締めつけの金具はどういう形をとって、具体的にはどういう方法をとっているか。北西の風が吹いたときにあおられないようにするのか。一回あおられたら、もうそれはすっ飛んでいってしまう。皆さんもよく経験されていると思うんですよ。一回ばたばたし出したら、そんなものは時を待たずに吹っ飛んでいってしまう。そうしたときに、どれだけ強度を持った締めつけをしていくのか。構造的な問題も含めて、きちん答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどの1.6ミリメートルの差については、ボルト締めするところのハニカム部分については、アルミ部材が厚くなっているということで差が出ているということでございます。

それと、今、風にあおられての状況ですが、現在、設計段階で見限り、構造計算において、安定だと、適合しているという判断の上で設計をしていますので、こういう構造については、その基準を信用するという段階でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうすると、1.6ミリメートル差というのは、あなたの言うのは、接合部分がそれだけ薄くなっているということだわな。ボルトで締めるところがそれだけ薄くなって、1.6ミリメートル薄くなっておりますよということは、そこでまた強度が変わってくるわけだ。ハニカムのほうを薄くするよりも、その下のほうの支えの関係で、字が小さいのでわからないのだが、片持ちだ。片持ちのほうを私は薄くすべきだろうと。それとあわせて、そのつなぎをボルトで締め込んでいけば締め込んでいくほど、ハニカムパネルが死んでいくような締め方をするようならあかんわけだ。

だから、そうしたときに、下の支えのほうは、今でいけば、片持ちが入っているから多分いいだろうと。だから上の部分だな。ハニカムパネルの上の部分でボルトの頭があるはずなのだ。頭をずっと締め込んでいけば、その頭が沈んでいきますよと。アルミですから、締め込もうと思えば幾らでも締め込める。ハニカムのほうをぎゅうっと犠牲にしていくわけだ。一定強度があったときには、それでやめてしまう。ですけども、こんなものは時とともに劣化していくわけです。劣化したときに、ハニカムがへこんだ部分がばたばた、ばたばたとなってくる要件を持っておりませんかということです。

それともう一つは、この横断図で全長が2メートル70ということで、これでいきますと、ひさしの部分はどれだけになりますか。この長さが、言ってみれば、風受けをして、強度に大きく影響してきますよと、こういうふうに私は見るわけですが、どういうふうになるのですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、1.6ミリメートルは、その部分だけが厚くなっているということです。だから、そこを縮めてもアルミハニカムの厚さ35ミリメートルという見解になります。

それから、軒下でございますが、右下の図面で見ますと、2メートル70の先が出ているということで、これの長さが2メートル20ですので、50センチメートルの軒先ということなんです。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 厚くなったのは、それはいい。要は、上から縮めていくわけでしょう。縮めていったときに中間のハニカムを犠牲にしない限りは締め込みができないわけだ。それだけのハニカムの強度があるかといったら、ハニカムはないですよ。そうしたときには、ハニカムをいじめないようなボルトの締め方があるはず。ありますよ。それはどうするのかということを知っているわけです。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 一応、その屋根材と、そういうばりとの固定方法については、その下をいじめないようなボルト締めの方法で設計はされています。言葉でなかなか説明するのが……。例えば、はりのところにゴムシートを1センチメートルの物を置くとか。それでボルト締めをすべてパネルの中に入れるような絵になっていますので、そこから辺が言葉で説明すると非常に苦しいのですが、もし何でしたら、図面で説明をさせていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 苦しいことを答弁……。後ほど見せますが、要は、この中へこういうものをつくれればいいのだわ。こういう物を入れて、この中にボルトを入れて、それで締め込んでいけば、これとこれで強度を押しやるのだわ。そんなことは後で言うておくわ。もう時間がないわ。

次に行きますが、総延長が145.5メートル。1メートル当たり54万円。先ほど中根議員が費用対効果ということをおっしゃられた。設計金額でいけば1億円。寂しい、寂しい駅で、しかもトイレに行く人間がどれだけいる。それに1億円からの設計予算で、7,800万円でございますよ。これが町長の言う住民目線の事業かと。住民は怒るわな。町長の目線というのは大体そんなものなことなんです。

そうしたときに、なぜ一体的に駐輪場の整備があなた方の選択肢の中になかったのか。145.5メートルの雨よけはつくるけれども、駐輪場は雨ざらし。風が吹けば、みんな倒れてしまうという点でいけば、一体的な整備というのは選択肢の中になかったのか。

それともう一つは、駐輪場の整備をどうされるのか、ということなんです。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、シェルターの設計の考えでございますが、このアルミハニカムのパネル板を設置するには、こういうシェルターの構造で5種類の比較をしています。例えば、屋根材料だけでもアルミの板金というのとアルミハニカム、それから、ガラス製もあります。ポリカーボネート製もあり、また、膜製というものもあまして、

そういう中で、景観性とか、機能性とか、経済性、維持管理面などで、そういう比較をした上に、この工法を決定しているということでございます。

その工法の比較の中で工事費がありますが、特に、こういうものは、概算価格は面積当たりの平方メートル当たりで概算を算定しますので、通常この5種類で平米当たりは15万円から30万円でございます。一番高い物でも30万円ということになっています。現在、本町で今回発注したのは、平米当たり19万9,000円ということですので、そういう中で判断をしていただきたいというふうに思います。

それから、駐輪場については、当初では平成23年度にシェルターと駐輪場もすべて完成する予定でございました。しかしながら、東日本大震災の影響で交付金が留保されたり資材調達が懸念されるということで、本事業は先送りをしたという経過があります。結果的に駅前広場の舗装は完成させるということで、その下に掘り返しをしないようにするために基礎工事だけが施工されています。その上はライン施工となった経過でございます。

今後ですが、駐輪場については、平成24年度、今年度ですが、施工を予定いたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 屋根材のあちこちという、私はそういうことを聞いているわけではない。たまたま計算でいけば、平米当たり54万円も金をつけて、風にあおられてばたばたするようなことでなくて、固定をするような、どれだけの強度を持った固定の仕方をするのかと言ったら、「後で図面で教えるわ」、これが答弁かということをお願いしている。

そういう点で、先ほど少し触れていましたが、建築確認申請の関係では確認済みがおりははずなので、資料として建築確認申請の関係でいけば、確認済証の提出を求めたい。答弁がいただきたいということが1点。

それから、もう一つは、駐輪場の関係は整備するよと。どういう形で整備されるのか。屋根つきでやるのか、転倒防止でやるのか、それとも、「屋根を一応形だけやって、後はちよろちよろにしますわ。片一方で1億円の設計予算を組んでしまったものですから」と、こういうことであつたら、何のためかということなので、そういう点でいけば、270台からの駐輪場の利用者があるといったときには、やはり自転車が転倒しないような方法、屋根つきのものも含めて、いつ完成をさせるのか、シェルターもあわせて答弁がいただきたい。

以上、3点です。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 建築の確認済証については、シェルターについては、東口と西口に許可がおりていますので、その写しは提出をしていきたいというふうに思います。

それから、どういう形で駐輪場の整備をするかということですが、現在、駐輪場の台数についてお話ししますと、東側が270台、西側が60台、これについて、屋根つきとします。当然、現場は非常に風が強うございますので、そういう風よけの柵を設けるということで設計を今ほとんどしています。

いつごろ完了かということですが、現在設計済みで、今月中に発注準備の予定でございます。

完了については、建築材の状況もありますが、なるべく早く施工のほうを進めていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 屋根つきは結構です。要は、先ほどあなたも言われているように、強風が吹き荒れるところ、転倒防止は、今あなたの言ったのは、風よけをつくるだけであって、物理的に転倒しないような、そういう方策は考えておらんということですよ。少なくとも、新しくつくるところでは、前輪や、あるいは後輪を固定枠の中に押し込んで、風が吹いても転倒しないように、最悪の場合でも前輪だけは固定の中に入れて転倒しないと、こういうことはできるはずですよ。そうした点で、転倒防止については、形だけで、風よけのパネルをぽっつけてよしという形にやられるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 駐輪場については、実は、そういう風よけ対策ということで、1台ずつの輪をとめてやる方法も転倒防止がございますが、今回、風よけ柵を、支柱間が4メートルで、その真ん中に柵を入れるような形で風よけの柵と、それから、ホームに隣接していないところ、フェンス沿いの駐輪場はJRとの境にそういう柵を行ってきたいということで、今のところ、その中の予算内の設計で対応していきたいということです。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） シェルターの関係でお尋ねしますが、最初に財政から見て、今必要な事業かということを書きましたが、どう意味かと申しますと、補助金対象になるかとは思いますが、今やらないと補助金がないから今やるという意味なのか、それとも、財政的にいろいろ検討して今必要と見たのか、その辺の、今必要、先送りではなくて今年度必要だというような判断をした理由がありましたら説明をということが1点。

それから、シェルターの設計の話について、強度については、建築基準どおりに行っているという話でありましたが、例えば、従来から、相見駅周辺については、景観とか幸田町の個性をというような特徴を出したいという話が出ておりましたが、このシェルターの設計の景観配慮とか、デザインとか、そういう意味で、幸田町の個性を生かすとか、そういう何か特徴を配慮してこういう結果になったのかということが2点目。

今回、こういう金額で出ているわけでありましたが、具体的に今回の実際の施工金額についての国と地方の負担割合は幾らずつになるのか。もちろん、これから設計変更などで金額が変わるかわかりませんが、現時点でこの金額で行ったとしたら幾らの負担になるのかということについて回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、今の時期に必要なかということですが、この事業は、平成

21年度から25年度までの期間の社会資本整備総合交付金、国の補助でございますが、その対象事業で、計画期間内に実施しないと補助採択が困難ということでございますので、相見駅の開業に伴い、利用者の利便を図るとのことと、駅舎、自由通路と一体的に整備するという状況でございます。

次に、設計で特に配慮したことはということですが、相見駅の自由通路が完成しまして、そのひさしがアルミハニカムパネルを利用しています。それでシェルターについても、その材質とあわせ、景観上の調和を図ったものでございます。

強度については、構造的なものはありますが、アルミハニカムというのは、軽量で耐熱性にすぐれているということでございます。

なお、実用性というのですか、そういうので、現在、駅前広場が供用している中では、工期が短縮できるという特徴もでございます。

次に、予算の負担割合でございますが、当初予算は、駐輪とシェルターを合わせて1億4,700万円ということですが、当初、シェルターだけでいけば1億1,200万円、請け負いが7,822万5,000円ということで、これは補助率が40%でございますので、国の補助金は3,129万円ということになります。

ですから、シェルターについては7,822万5,000円のうち3,129万円ということになるということです。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） このシェルターにつきましては、ろう付けアルミハニカムパネルというものを使用するというので設計が組まれてあります。私なりに、このろう付けアルミハニカムパネルを調べてみました。単体で言いますと、耐火性、耐熱構造になって、軽量構造材として経済的に利用できるということで、全国の駅舎建設する中で、最近はこのろう付けアルミハニカムパネルが使われている事例が多いということでありましたが、この特性と耐久性についてお伺いするものであります。この設計図を見ますと、このシェルターを見ますと、片流れであったり、それから、円形であったり、幸田町の設計のように、水平であったり、いろいろあるわけでありましてけれども、この水平についていえば、風の通りがそのままずっと通るということで、あおられるという点からいけばいかがかということでございますけれども、その辺でお尋ねしたいと思いません。

耐久性についてでありますけれども、新建材でありますので、この耐久性については、どのぐらいの年数があるかということでもあります。その点で説明がいただきたい。

次に、この入札についてであります。

この入札は11社の指名競争入札で、落札が和幸建設で79.59%。その最大を入れた業者が丸洋建設で99.14%。この開きがある中で、そうしたこの入札状況、各落札額を見ますと、最安値が和幸建設でありましたけれども、次に小原建設が80.12%、それから少し開きがあるわけですね。ですから、この辺から見れば、どうしてもとりたいという、そういう意識が働いたのが和幸と小原ではなかったのかというふうに見られるわけであ

ります。

これは次の34号議案のときに詳しく質問をいたしますけれども、このように、入札結果状況から見れば、町内業者がどうしても仕事をとりたいたいという意識があらわれてきて、この79.59%という落札率になったのかというふうに見られるわけでありましてけれども、この点について、当局はどういうふうに見られるかということでありまして。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、アルミハニカムパネルということですが、構造的には、こういうものが入って、パネルを置くということです。これがハチの巣です。正六角形だから、こういうものをすることによって、これをセルというのですが、アルミパネルで覆っていくと、一応曲げやねじりの力に強いということですので、風に対しては非常に強いというような感覚で、一般的には高剛性ということでございます。

それから、耐久性につきましては、アルミハニカムパネルができてまだ間もないということで、今、メーカーのヒアリングでは、想定50年ということでございます。通常のアルミ板につきましては想定20年ですので、そういうものと比較しますと2.5倍という状況でございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 入札の関係でございますが、今回の業者選定につきましては、町の入札参加者審査要綱に基づきまして選定させていただいております。工種につきましては建築工事業者ということで、業者数につきましては10社以上、町内から6社以上、町外から4社以内ということでございますが、こういった世の中の状況も踏まえまして、極力町内の業者を優先して選定をするということございまして、指名登録のあります町内建築業者をすべて今回は指名させていただいたということで、選定業者につきましては、11社ということでございます。

落札の関係につきましては、いろいろな見方はあろうかと思いますが、私どもとしては、先ほども申し上げましたが、予定価と落札の関係の開きは若干あるわけでございますけれども、11社のうち8社が9,000万円台というようなことでもございます。こういったような状況を見まして、やはり、この競争原理が働いて、こういったような結果になったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このろう付けアルミハニカムパネル、これについては、メーカーの発表ですと50年ということで、耐久性はあるよということではありますが、それでお聞きしたいわけでありまして。こういう新しい建築資材を使って建設を進めるわけでありましてけれども、こうした新しい建設資材を使う場合にあって、やはり、その業者の技術力とか、そういうものも、これが耐久性にもかかわってくる、強度にもかかわってくる、そうしたために、この可否については、どのぐらい求めるのかということでありましてけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然、こういう製品ですので、国庫補助事業であるということ

で、工場検査は一定きちんとした製品がつくられるということですが、実際に製品が不良という段階ですと瑕疵担保というのは1年というのがございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1年ということでありませけれども、しかしながら、こうした新しい資材に当たっては、やはりこれはチェック体制と、それから、きちんとこの瑕疵工事についていえば、対応していくというので、慎重に対応していただきたいということでもあります。

それから、この落札が79.59%ということで、非常に開きがあるわけですね。今までの落札金額から比較をすると、今回の議案の中でいえば、もう一つの34号議案のほうが非常に問題視できるのかという部分もありますけれども、しかしながら、やはりこうした工事の施工に当たっては、きちんと検査、チェック体制をすべきであるというふうに思うわけでもありますので、その点についてはきちんと体制づくりを進めていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然、先ほども申しましたけれども、国庫補助事業でありますので、そういう検査、品質管理等については、十分チェック体制をもって監督をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどの伊藤議員の答弁漏れでございますが、建築確認の手数料ですが、6万1,000円でございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第33号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 33号議案における、この契約内容と運用について、通告順に質疑をいたします。

まずは、同報系とMCA移動系の二つの工事を一括にして入札したのはどういうメリットがあるのかということをお伺いします。契約価格が予定価格の3割引きというような形になっておりまして、落札率は71.3%だと思います。71.3%で、一番高いところと比べてみると5,800万円の差があるわけですね。落札率71.3%というのは、予定価格よりも7,000万円も安いと。これも随分ともうけ幅のあるおいしい工事に見えますが、二つに分けることによって、さらにどうなるのかということが気になりました。安かろう悪

かろうではいけないと思いますが、いわゆる71.3%ですと、次の34号議案でも同じことですが、いわゆる低入札価格の対象にはならないのかどうかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、同報系とMCA無線の二つの工事があるのではないかと一括したということで、一つにやった理由ということでお答えさせていただきます。

まず、いわゆる防災行政無線であります。防災無線というのは、いわゆる同報系で、皆さんの言われるスピーカーがついた無線、行政無線というのは役所の人が使う無線、二つをどこでもあわせて防災行政無線といっております、そのうちの行政無線だけはMCAを今回利用したというところでもあります。基本的には一つのものでありますが、一つにやることの利点としましては、設計だとか入札事務において経費の節減ということになります、どのようなことになるかということ、空中線の設置工事や役所内の内線電話の工事だとか、新たに設置する非常用電源装置の工事等々が同報系と共用する部分がたくさんあります。よって、一緒にすることのほうがメリットは大と判断して一つにさせていただいた理由であります。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 落札の関係でございますけれども、71.37%ということでございます。この関係につきましては、これも議案資料を見ていただきますと、執行調書で見ますと、当初、10社の予定をさせていただいて、3社が辞退ということがあったわけでございますが、形として非常に落札率が低いということではあります、例えば、今回落札をされました西日本電信電話株式会社でございますと1億6,700万円、それから、2番目のところでございますと、シーキューブ株式会社が1億7,000万円ということでございます、300万円ほどの差しかないということでも見ることもできるかと思えます。この見方につきましてはいろいろあるかと思えますけれども、こういった中で、それぞれの業者さんが努力をされた、こういった内容での見方しかできないかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 落札率については、後ほどまた触れるかと思えます。

次に、MCAといいますと、これは移動無線センターというのがかかわってくると思いますが、これは何か一度、天下りの問題で電波独占問題が入りまして、事業仕分けの対象になるというようなニュースも聞いたことがあります、このMCA移動系というのはどこのシステムを使われるのか、教えてください。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） まず、移動無線でございますが、仕分けの対象ということで調べましたところ、ないということで聞いております。

また、MCA移動系はどこかということですが、全国にたくさんのアンテナを立てておりますが、今般は三ヶ根山にある三河南中継所、それを利用してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） わかりました。

先日の新聞に、三重県の尾鷲市でエリアワンセグ放送というのをを使って住民に知らせるというようなことがありました。随分費用は安くできるようでございますが、この方法への移行についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 確かに、情報によりますと三重県の尾鷲市、新聞やテレビでなつたと聞いておりますが、実証実験の段階であると聞いております。整備費用等、具体的な内容はまだわかっておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 次に、家庭にある、今の戸別受信装置は今後も利用できるのかどうかというのと、新たに新しい機能が加わるのかどうかについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今、既にお渡ししておりますものは今後も利用できます。また、新しいものは、一般的には防災ラジオ的なものになってきますので、そういったものもやっていますが、今般、別の団体で難聴者の方のものもあります。それは難聴者の方々だけでありますが、そういった方々には新しい機能を備えた防災行政無線も配布するようにいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先日、市場区の減災懇談会の中でも住民からの質問がありましたが、いわゆる、このスピーカーですね、屋外スピーカーは、大雨とか大嵐、大風というときにはほとんど聞こえないと。音の理解ができないというふうに言っておりますが、そういったものが今回性能はよくなるのかどうかについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 防災無線の屋外スピーカー、実は雨の日、風の日、それから、透明度のあるときいろいろで、正直な話、変わってきていることは聞いております。今般はデジタル化をいたしました。その辺については少しは進歩しておりますが、若干まだ継続した問題とも感じております。

ただ、幸田町の場合ですと、屋内戸別受信機も配っております。いわゆる外で聞こえないものは屋内戸別受信機も持つてするというので、屋外、屋内を装備するのは、これはフル装備といいまして、防災行政無線は、幸田はフル装備になっております。そういったことで、お尋ねの件の雨、風、透明度の悪いときは、若干尾を引くと思っております。

また、今般、今までの55基を69基にいたしました。14台、また増設しております。そういったものを踏まえて、その対策もそういった増設した理由の一つということで御理解いただきたいと思います。そういったことはお聞きして、その問題も兼ねて、それ

に備えて設計等に入っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 確かに、本当に大雨、大嵐のときは外で何を言っているのかわからないというのが現実でありますし、それから、部屋の中の受信装置も、少し離れた部屋にいけますと、もう何も聞こえないわけですから、要するに、余り役に立たないのではないかというような印象を持っておりますので、このところが、とても安心できる状態のものになるということをぜひPRできるようにお願いをしたいと思います。

それから、防災用に使うのはいいのですが、日常の連絡はどの範囲に制限されているのか。いろいろなことで日常的に使うと、今回、スピーカーも増設するわけですので、騒音苦情がふえるのではないかなど。うるさいぞと言われるのではないかと考えておりますので、その辺の対策についてお願いをします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 基本は防災無線でありますので、主としては、防災に関することを放送というのがありますが、うちのほうの規約、要綱集の中にも、いろいろな行政的な範疇も、もちろん放送許可を電波管理局ではいただいておりますが、そういった行政的なごみ出しだとか、そういったこともよしというふうにいただいておりますので、そういうことについても放送しているのは確かでございます。そのほかにつきましては、J-ALERTだとか、あるいは市町村情報を流してもいくということでもありますので、主は防災無線であります。そのような運用は管理をしている電波管理局からは許可をいただいておりますので、その範疇で流しております。そういったところも精査をしていくときかなとも考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 騒音苦情は、苦情はどうなっている。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） 基本的には、騒音苦情がふえるかなとは思っております。今までよりよくなります。ある意味、超えていく、言葉が足りませんが、度を超えていくような、しっかりした放送になっていきますので、騒音苦情がふえていくような気がするとは思っております。

今般のものは、それに対応するために役所の中の基地局のほうで音を小さくする、あるいは方向を変える、方向を変えるためには若干鉄塔に上らなければだめですが、そういったことで対処をしていきます。スピーカーもいろいろなスピーカーをつくってやっておりますので、範疇を超えて飛び過ぎてはいけませんし、その中にいかに速やかに行くということを考えて、そういったスピーカーも考慮してやっております。苦情対策には今後十分注意してやっていきますが、音は意外と問題が高いので、音に対する問題意識を持っておりますので、そういったものが来た時点で速やかに検討して処理していくつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

○14番（伊藤宗次君） 行政無線のデジタル化、これは基本的には消防の広域化、これを推し進めようというのが政府であり、また、愛知県もそうだと。愛知県も11だか12のエリアに再編して消防行政を広域化しようと、こういう中で進んできて、尾張のほうで一部やって、こんなばかなことがあるかということで頓挫をしております。ただ、その頓挫した理由の一つに、防災無線のデジタル化は、もうタイムスケジュールの中に入っていると。下手にまだアナログでやっているところを抱え込んでしまったら、抱え込んだところの財政負担が非常に大変なことだということで、デジタル化が普及をした段階で再熟してくる。

消防の広域化。「金食い虫は大体皆さんそれぞれやったのだから、後はこちらへおいで。私のところが面倒を見るから」と、こういう手合いが出てくる懸念はあるわけですが、今回のこうしたデジタル化の関係は、その消防広域の計画にリンクをする、こういう中で取り組まれているのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

この防災無線のデジタル化は、消防の広域とリンクするかということではありますが、基本的には全然リンクはしておりません。ただ、無線の段階で、今、消防のほうは、消防救急無線はデジタル化を28年の5月までにやりなさいと、これは法的に決まっておりますので、それに基づいて整備は進めていただいております。と同時に、その中で、今、御疑念のあります通信室をまずは一つにするという段階のこの話もあることはありますが、今般の防災行政無線のデジタル化は全く別物で、幸田町単独でやっているものでございますので、これとリンクすることはありませんので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 当然単独ですよ。単独なことだけれども、たくらみとして総務省消防庁はもう広域化しなさいと。そのほうが合理的だよと。災害があったり火事があったり少々おくれでも、しょうがない、火を出したほうが悪いと、こういう感覚で消防の広域化をどんどん、どんどん進める。こういう大枠の中で、それを承知の上で、皆さんやりますよなんて言ったら、みんな反対する。豊橋の消防長は何と言ったのですか。

「デジタル化もあわせて、消防の広域。こんなものはくそくらえだ」と。消防長自身だよ。豊橋の消防長自身が議会で問われたときに、「こんなものはくそくらえだ」と。こういう答弁をしているのですよ。それほど消防の広域化計画というのはいろいろな問題があって頓挫している。頓挫している、先ほど言った一つ要因の中で、デジタル化だよ。デジタル化はそれぞれの市町が自分たちの独自事業でおやりくださいと。あなたの答弁と一緒に。そういう条件が整った段階で、また再熟をしませんか。こういう懸念がありますよという事の答弁をいただきたい。どういう状況になっているのか、こういうことであります。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今お聞きしましたところの豊橋の消防長が言われたのはそういっ

た観点がありますが、今般の防災行政無線につきましては、いわゆる、今使っている電波がもういっぱいになったという段階で進めている話でございます。その中で、一つは消防、一つは防災無線と。防災無線については、しっかりした法的な決めはございませんが、デジタル化を進めていることは確かでございます。

リンクしがちなデジタル化ではございますが、私の範疇といたしましても、これによって広域化と一緒にいろいろなものを兼ね備えていくとは考えてはいませんので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたがどう考えるか、考えないかは、それはあなたの勝手。しかし、全体の動き、いわゆる全国的には総務省消防庁が音頭をとって、広域化とって、かねと笛でどンドン、どンドンやったけれども、少し条件が悪くなったので、ぱあっともう今、静かにしているわけです。しかし、一定の基盤整備が整ってきたころには、また、寝た子を起こすような形で、笛や太鼓で広域化というのは出てくるであろうと。「私はこんなものはどうもならん」という形で愛知県が広域化を断念したのですか。断念しましたか。総務省消防庁が断念をしましたか。「広域化、これはまずいか」という形で一定の方向が出て、そういう方向が出た上でのデジタル化、これはどうしても進めたい。こういう中での動きなのかどうなのか、もう少し答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） まず、この消防の広域化については、当初、国を受けて県も計画をつくりました。既に報告されておりますが、24年度末までという話の中の話でございます。それについては、今議員が言われたように、尾張のほうで若干あったかと思えますけれども、基本的にはほとんど頓挫している状況の中で、消防のデジタル化は進んでいるかと思えます。

同じことを言っていて恐縮ですが、今般の防災行政無線のデジタル化等が関連して消防のほうへ、言葉が足りませんが、飛び火して一緒になっていくような方向性があるかどうかということは、私はないと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 消防広域の関係で県が示した枠は、岡崎と一緒にになりなさいと。

「幸田町はいつまでも偉そうに一人前の顔をするな。発展途上ではないか。発展途上なら、私どものところで面倒を見てあげます。私どもの傘下に入れ」というのを岡崎がしゃにむに進めてきたわけです。当時の消防長や町長も含めて、「ばかなことを言うな。しかし、けんかをやってくるなよ」と。体よく断って、「一生懸命考えてきますわ」と言って時間稼ぎをやって今日へ来たわけです。だから、岡崎は不純な動機のもとで、どうしても幸田町を手に入れたい。その一つの取っかかりは、ごみであり、消防であり、あとは、市民病院、ぜひいらっしゃいと。火葬場、ぜひ使ってくださいと。こういう状況の中で、今回、消防がデジタル化を整備されたという点でいけば、つまり広域化というものが、もう消えてなくなった問題ではなくて、まだくすぶっているけれども、火の

手が上がらないだけだと。

こういったときに、では、我が幸田町が消防広域について明確なものを出しているかといったら、先ほど申し上げたように、「ちょっとまだね、あれだね」と言って体よくこと断ってきたけれども、明確に、「おたくとは一緒にやりませんよ。岡崎とやったらくしゃくしゃにされてしまうわ」という本心はあるかどうかは知らないけれども、そういう状況がまだ解消されていないときに、また、こんなことを言えば、寝た子を起こすから、「岡崎市にそんなにくしゃくしゃやられてはどうもならないな」と、こういう状況だと思うのです。

ただ、私が今から求めたいのは、消防広域について、消防長自身はどうお考えなのか。そして、町長自身はどういうふうにお考えなのか。単独消防で我は行くということなのか、広域消防、「やはり行政の進展の中で、ついていくしかないかな」と、こういう方向かどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、防災無線でありますけれども、消防のデジタル化に伴う広域化についての御質問でございますが、私としましては、町として利点のあるところがあれば、もちろんそれは進めますが、住民福祉になるかどうかの視点を第一としております。その観点からすると、広域化の話はすれども、プラスマイナス、言葉は悪いですが、そういったものを勘案していきますと、今の段階では非常にマイナス面が多いというふうには考えています。ただ、国、県も進めております。どの町も住民福祉を優先的に物をはかっていきますので、その観点でいって今の現状があると認識しております。

以上です。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 工事請負契約から消防の広域化に入ってまいりましたので、この辺の内容につきましては、消防の広域につきましては、岡崎市長さんは、さきの議会で、幸田町との消防は一緒にならないということはおっしゃっているので、伊藤議員もその辺は御存じだというふうに思っております。ただ、今、消防長が申しあげましたように、今後の動きにつきましては、県下で11の形にしていきたいという方法は承知いたしているところでありますけれども、住民福祉の問題等々を考えまして、さらに深めていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 工事請負契約で、こんな広域まではどうもならないというのは、あなた、そんなことは勝手のいいことです。議会運営の議会の質疑の内容で事前に通告してあるわけだ。事前通告してあるときに、消防のデジタル化の問題、無線のデジタル化については、消防広域の中で頓挫しましたよと。こういう情勢はあなたも知っているわけです。あなたも先ほど言われたように、当時の、当時はまだ今の市長ですが、市長が、幸田町と一緒にはまだやりたくはないよと向こうは言ったわけです。なぜかといったら、基盤整備ができていないと。基盤整備のできていない幸田をもらえば、岡崎がどんと財政負担しなければいけないから、あなたたち、一人前になってこいと。一人前になって

きたら考えましょうよというよりも、取り込んでやると、こういうことです。そういう中での防災行政無線のデジタル化の工事案件ですよと。

何で私が議案質疑の通告の内容まで一々あなたに説明しなければいけないの。あなたが、議会運営まで、そこまで口を出してくるのか。とんでも話だ。冗談ではない。「こんな通告されてはどうもならんな」と。こういうことだよということだけではきちんと承知をしていただきたい。

そうした中で、要は、幸田町にとって住民福祉の糧になるかどうかと。そんなのはいつの場合は無理だ。TPPでも、国益のもとに判断する。そんなものは国益とは何だと。その時々々の首長や首相の判断だ。原発問題もしかりだ。住民の安全よりも電力だと。こういう、その時々々の詭弁を弄して事を進めてきているのが今日までの政治の状況だ。町の政治の進め方ということだけはきちんと押さえていただきたい。

次に移りますが、先ほど、屋外スピーカーを55カ所から69カ所に、14カ所ふえてくるわけですが、そうしたときに、雨や風は嫌だなんて、音は、それは当たり前ですよ。音というのは指向性があるわけです。どんな風が吹いていても、風上に向かってぱんとやったら100メートル飛ぶか、ばかなことを言うてはいけません。風下へ行けば、10メートルしか届かないでも、100メートル先まで届きますよ。音の出力やら性能を調べるときにどういう条件なのか。気温が15度で音の性能がはかれると。その日が晴れているのか、曇っているのか。曇っていれば、音は上空に反映して、たあーっと届く。晴天になって、湿気も少なかったら、ばあーっと拡散していく。

そうしたときに、スピーカーの性能というのがある。スピーカーの性能で定格出力というものがある。定格出力というものを含めて、現在の55カ所のスピーカーの出力はどれだけか。

それともう一つは、14カ所ふえて69カ所になるわけですが、その出力と指向性は全部書いてあるわけですね。指向性はどういう指向性を採用するのか。それは現在使っているスピーカーの指向性と同一性があるということになると若干問題も出てくるけれども、どういう指向性のスピーカーを採用されるのか。

以上2点。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、御質問の件についてお答えさせていただきます。

まず、調査した段階では、やはり24時間で、天候でいきますと晴れた日、通常の日があるということで、調べた段階においては、通常の晴れた日でありました。ふだん雨、風があるというとき、それから、風というときもあります。本来ならそこまでやるべきかと思いますが、今回の調べについては、先回、二十何年前の調査の段階と今回を見比べた点ということでありまして、そのような、いわゆる晴れの日が中心でありました。若干曇った日もやりましたが、そういったところで若干の違いは出ておりますが、そういったことで調べたのは事実であります。

それから、屋外スピーカーの種類であります。先般、テレビに載った1キロメートル先まで届くものは、これは届くには届いたが、手前で騒音が激しいというような状況の中でやめて、スピーカーについては、現行と同じような、ラップ型のスピーカー、30

ワットから50ワットということで、その地区にあって届く範囲、円ですずっと調べていくわけですが、300メートル以内で十分だとか、400メートル以内で十分だとかいろいろありますので、スピーカーとしてはレフレックススピーカー30ワット、これは300メートル以内まで。あるいはストレートスピーカー30ワット、これは400メートルまで。ストレートスピーカー50ワットは500メートルまでという範疇の中で調査をして、仕様書の中に組み込んでいきました。

指向性につきましては、放送内容を確認できる距離については、スピーカーの向いている方向に対して直線であらわしたもので、角度による距離は変化し、短くなると思っています。レフレックスというのは角度が広い、形としてはラップであります。見目がラップであって、レフレックスで角度により距離の変化が少ないと。ですから、レフレックススピーカー30ワットというのは、手前方というのですか、300メートルぐらいはきちんとして、それ以上はむやみに飛ばさないというのですか、ない範疇で、住民の家屋がかなうまでやっております。ストレートの向きは、名前のとおり、方向性としては遠くまで音が達するようになっております。そういった関係で、スピーカーについては、三つのスピーカーを使用させていただいて、おられる住民の方に支障のない範囲で調査等を進めてセッティングを進めている状況であります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） スピーカーの関係で、単一指向なのかどうなのかというのが一つあります。それと、ワット数が30から50ワットだよと。選択の問題としてはそんなものかなというふうに思うけれども、あなたは盛んに300メートルだ、500メートルだと言われるけれども、それは先ほど言ったように、気象条件によって全部変わってくるわけです。だから、それをやったときには、どういう条件で風向きがどうなのかということと、基本的に、幸田町は北西の風が年がら年じゅう吹いている、強いか弱いかというのはあったとしてもね。うまくいけば、風に乗せれば、駅裏で宣伝やっけていても、内容はともかく、大草の下まで届くのです。「あなた、やっていたね」ということを言われているわけです。それがそのときの気温、天気は晴れだというよりも曇りのほうがいい、どんとしていたほうが、雲が下に垂れていればということなので、そうしたときに、余り300メートル届きますよ、500メートル届きますよというのは、気象条件を無視した、想定上の実験の問題であって、実用性という点からいけば、「近くでがんがら、がんがら、うるさいな」と。「雨が降ったら途端に聞こえなくなった。もっとうるさくしよう」などと、それは人間の勝手なのです。機械がそのような状況になっているのかどうかというと、そうではないわけなので、そうした点でいけば、私は、それも含めて、一定の指向性のあるスピーカーというのは必要であろうということと、もう一つは、踏み込んでいきますけれども、東亜の製品か、ユニペックスか。

ユニペックスというのは、こもってやわらかい音がする。それが適切かどうか。好みによって違うわけです。東亜は少し甲高いけれども、明確に聞こえる。どちらを推奨するとかしないということを申し上げている。その東亜とユニペックスの会社のスピーカーの性質の問題からいって、ユニペックスのほうがやわらかいよと。しかし、災害とい

う点で、遠くまできちんと伝えようとする東亜のほうが性能があるなど。使い方によって、利用の仕方によって、その選択は広がってくるわけですが、そういうしょっちゅう変えるわけにいかない。そうしたときにどういうものを考えておられますか。大きく分けて、その二つです。あと個々のメーカーはありますけれども、大きく分けて、その二つのメーカーで、どういう形で選択をされてくるのか。もう落札してしまったものから、あとは契約行為が残るだけ。それで内容はどうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） まず1点、気象条件が本当にあって、それを踏まえて届く範囲を計算したことは確かでありまして、北西の風も確かに意識してやっておりますが、幸田町は北西の風が多いということで、その中でやっております。ただ、同じことの繰り返しの中で、多少、今までの経緯、経過でいう、聞こえない、うるさい、わからないというような形の処理はしてきたつもりではありますが、むしろそれをオーバーするために多くしたという面もあります。その範疇の中でスピーカーも決めさせていただきましたが、落とされたところがNTT西日本というところでありまして、あくまでも、その仕様の中では、メーカーの仕様はうたってございません。あくまで、こういったことになるようにという仕様書の中でありまして、後で調べまして報告させていただく形でよろしゅうございますか。申しわけありません。中途半端になります。そういった形で落札しておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 今回の契約金額の財源の話ですが、国と地方債、一般会計、この契約金額についての割合金額と、それから、2番目が、これは法律による義務化ではないというふうに聞いておりますが、やってもいいしやらなくてもいいというようなことが逆に言えば言えるわけですが、今回、この導入に踏み切った理由、やらなかったら困るからやるというふうなことかと思うのですが、もう少しわかりやすく、これこれこういうわけで導入したいのだという説明をいただければと思います。

それから、3番目が、この新たな情報追加項目の追加というのはどういう意味かといいますと、先ほど、市町村情報も追加して入れたいというような回答がありましたが、ここで尋ねたいのは、例えば、幸田町のカラー版、カラー版というか、町の独自性というか、例えば、夕方6時になったら、子供に早く帰れよということで「夕焼け小焼け」を流したり、おしゃれな音楽を流したり、そういうおしゃれ意識で防災、安全を取り組んでいく、もちろんいろいろなことを入れると弊害やら紛らわしくなりますから、その辺は難しいかと思うのですが、せっかく入れるなら、そういう、ちょっとおしゃれで、ちょっと安全で、みんな迷惑がかからないようなもののアイデアを入れるとどうかなというふうな話であります。

それから、アナログの戸別受信機と今回のデジタル化の導入によって、ダブル経費がかかるというような、二重な経費がかかるよというような説明が前回、消防長からあり

ましたが、この辺がちょっと意味がわかりかねましたので、再度、確認的に説明をいただきたいということです。

移動無線センターというのが、先ほど三ヶ根山の山頂にあるというふうな話がありましたが、事務所がどこにあるのかわかりませんが、もし、こういうものが破壊、台風で壊れたとか、壊れることはないかと思うのですが、そういうところの施設、人間的な、例えば故障したとか、故障というか、病気になったり、いろいろ倒れることもあるのですが、そういう移動無線センターの基地自身の役割が災害によって不能になった場合に、この今回のデジタル化というのは一体どうなるのかというようなことを説明いただきたいということでもあります。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、まず第1点、契約の金額の財源内訳であります。落ちた金額は、お手元の資料のとおり、消費税込みで1億7,535万円であります。この内訳としましては、今回、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の補助金をいただいております。これが8,586万円、地方債では7,500万円、一般会計、持ち出しですが、1,449万円、合わせて1億7,535万円の財源内訳でございます。

普及率として、それから、導入するかどうかということではありますが、防災行政無線は、愛知県は54市町村のうち35%、3分の2弱が同報系の無線を使用しております。

導入するかどうかですが、今般はデジタル化以前に、もう昭和60年に防災行政無線が県内でもトップを切ってやった、それもフル装備でやったということでもあります。それから二十何年がたちまして、既に10年ぐらい前から、これは業者の意見ですが、古くなってかえ時ですよと。あるいは、今の親機はもう終わってしまって、なくなりますよという意見、これは業者の言い分でしたが、そういうのを踏まえて、情報を調査しましたところ、幸田町も蒲郡の潮風等々も当たってきて、いわゆるデジタル化の話がなくても、構築する段階だと。60年から、一口に今27年、じきに一口30年になりますので、そういった面からも丸がえしていく、防災無線の丸がえ、全部構築するという段階には入っております。義務化はございませんが、その中で乗って、乗ってというわけではありませんが、整備をしてきたのは事実であります。

と同時に、ちょっと余分な話ですが、国のほうも防災無線のデジタル化、法的には一応ストップしておりますが、本来は法整備をしてデジタル化しなさいという話を持ってきたのですが、入り口の費用の関係はありますが、デジタル化を進めているのは現況ありました。

そういったことで、普及と導入をした場合であります。

それから、住民への追加情報ということですが、御存じのように、J-A L E R Tを備えるということと、市町村の情報、先ほども答えさせていただきましたが、流してもいいと。若干この市町村情報については、いろいろな指示、指導はございます。

その中で、おしゃれなアイデアですか、そういったことも、流す段階では、今、東海総合通信というのですが、そこと相談をして、いろいろなことは決めていかざるを得ないと。やみくもに防災無線を他に使用することはどうですかということも言われておりますが、住民福祉の段階で考えるならばいいですよということではありますが、その範疇

の中でおしゃれなアイデアもやっていければどうかというふうに思っております。

それから、アナログ戸別受信機の使用見込みということで通告をいただいておりますが、戸別受信機は電化製品でありますので、基本的には電化製品は10年といいますが、無償で使用していただいております。よって、長く使えるものは使っていくということでありました。

と同時に、今度デジタル化したときに、実は管理局、東海総合通信が、「幸田町はデジタルにしたならアナログは要らないでしょ」という話がありました。アナログをとられてしまいますと、今のお配りした7,600台が全部ペアになってしまいますが、これは生きているということで、これは職員が頑張ってくれたかなと思うのですが、話をして、デジタル波もありますが、アナログ波も使っているですよということで、2波を使用しています。

よって、今、お配りしているアナログも使えるような状況にやっておりますので、私が経済的になると言っているのは、多分、デジタル化してしまうと丸がえするから、これがどうかといったことではなかったかなと思います。10年以上は確約をいただいておりますので、2波を使っていくということで、経済的には支障のない範疇かなと思っております。

それから、移動無線につきましては、正直な話、こういった無線について、損壊したときとか何かあったときはどうだろうというのは、確かにあります。まず、調べた段階であります。東日本大震災で、このMCA、この中継基地の損壊等々はありませんでした。あの災害でも正常でできたというのも聞いております。去年の段階であります。言葉が悪いですが、支障なくやれたということで、大災害の想定外の想定がありますので、そういうことになるのを腰は引くのですが、このMCAの活躍は、むしろよかったというふうに考えています。他の無線局は単独で基地局を持ってやりません。MCAは、これはもう日本じゅうにあるアンテナを利用するというので、うちのほうも三ヶ根を契約して、そこを基地局としてやっています。そういったこともありまして、損壊したときだとか、そういったときはどうするのだということですが、衛星形態も、実はうちのほうは五、六台持っておりますので、これは十分利用価値があります。取ってかわるのに台数はございませんが、そういったことで対応もできるというふうに思います。

MCAについては、先般の震災でも持ちこたえたし、むしろ、いい無線であったという話も聞いておりますので、そういった危惧はされますが、十分やってくれるものと推察しております。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を再開いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） 先ほど伊藤議員から御質問のありました屋外子局のスピーカーの件でございます。メーカーとしては、東亜とユニペックスでございます。落札業者のNTT西日本にお聞きしたところ、東亜を使うということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） まず、落札結果についてお尋ねしたいというふうに思います。

今回は、10業者を指名し、そして、そのうちの3業者が辞退という結果でございます。この3業者が辞退した中で、この落札率が71.36%で落札をされたわけでありましてけれども、辞退に至った経過として、この予定価の立て方に無理がなかったかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

次に、財団法人移動無線センター三河南中継局についてでありますけれども、これについて詳しく説明がいただきたいということと、この同報無線とMCA移動系通信施設を同時に整備をすることで、デジタルとアナログの双方が利用できるということ、また、このMCA移動系通信につきましては、経済的だというようなことも出ておりましたが、その点について説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 落札率の関係でございますが、今回、辞退は3業者があったということでございます。今回につきましては、予定価格を事前公表ということで、電子入札で行っているわけでございますが、辞退の関係につきましては、これはあくまでも業者の判断で、特段の理由というものは別に要らないわけでございます。各業者から期日までに正規のルールによりまして辞退届が提出されているということでございます。

結果的に、3社が辞退ということになったわけでございますけれども、辞退理由ということでございますけれども、社内的に施工体制が確保できなかったというようなことを一部聞いてはおります。

また、予定価格の関係でございますけれども、これにつきましては、大きな事業でございます。そうした中で、若干予定価というものも難しい部分はあるわけでございますけれども、入札調書を見ていただきましても、大体適正な価格で設定がされているのではなかろうかなというふうなことは私どもとしては考えているところでございます。今後とも予定価の設定につきましては、引き続き、より適正な予定価の設定に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、移動無線センター三河南中継局ということでお尋ねですので、お答えさせていただきます。基本的には、財団法人移動無線センター、東京が本社というのですが、本部であります。その中の8ブロック、東海センターの中のアンテナ局としては、三河南中継局一本のみを使って行政無線、要するに、役場の職員が使う無線を利用していくということ考えています。場所としては、今は西尾市になりまし

たが、西尾市西幡豆町東奥山というところに建っているところを利用するということ
でございます。

それから、同時にということですが、あくまでも、この移動無線センターにつ
いては、これはデジタル化でやっております。今回の防災無線のほうの親局は、デジタ
ル化と同時に、今あるアナログも併用してやると。口は一つですけれども、電波とし
てはアナログ波とデジタル波を同時に送っていくということですが、なぜなら、各戸
別が入っているところはアナログ波しか使えませんので、それを利用していくために、
放送は1回ですが、デジタル波とアナログ波で今ある町内の戸別受信機に対応してい
くというような形の中でデジタル波とアナログ波ということが出てきますので、よろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この業者の指名に当たって、辞退された、その理由としては、施
工体制が整っていないということで辞退をされたということですが、これは、業
者選定の指名するに当たって、その選定の仕方に問題があったというふうに考えるわけ
ですが、その辺はいかがでしょうか。要するに、指名をしたけれども辞退をする
ということは、結果的には、その指名に当たって、町のほうの選定の仕方がまずかった
というふうに受け取れるわけですが、その点で、この競争原理という点からいえ
ば、いかがであったということもうかがえるわけですが、その辺はどうでしょ
うか。

次に、この財団法人移動無線センターについてでありますけれども、これは総務省の
東海総合通信局というところが担当ということで、上から順番にやってくれば、その末
端が三河南中継局ということになるわけですが、この通信エリアの関係でありま
すけれども、これはエリアの拡大になるのかということですが、その点につ
いて説明がなかったので、お答えがいただきたいということですが、

次に、屋外拡声子局、これを増設するということで期待をするわけですが、先ほども質
問がございましたけれども、数をややすことによって、それほど大きな音を出さな
くても聞こえやすくなるのかというふうなことで、先ほど質問がございました
けれども、数をふやすことによって、それほど大きな音を出さなくても聞こえやす
くなるのかというふうなことで、その点についてはどうかということですが、

また、この関係資料の中で13ページにその位置図が載っているわけですが、円をかき
ながら、そして、それが重なり合うところもあるわけですが、しかしながら、この
場所が移設と増設で69カ所になるということですが、この住所地、設置場所につ
いて、設置場所一覧表が出せるかどうか、その点についてお伺いをいたします。

次に、戸別受信機の関係でありますけれども、現在の戸別受信機については、これは
アナログということですが、新たに防災リーダーを中心に、50台、移動系の受信
機を設置、あるいは貸与という形の中でやられるわけですが、これは防災ラジ
オ機能等もできるのかということですが、また同時に、新たに新住民となられた
方々に対しての配布でございますけれども、そうした人たちについていえば、これは

両方がデジタルで対応しながら、そして、防災ラジオ機能というものがついたものを配布できるようにしていくのかどうか、その点についてはどう計画されているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 体制が整わないからというようなことで、もう少し業者の適性というものを見きわめということであったかというふうに思いますけれども、一応入札の関係につきましては、指名願いを受けて、私どもとして、その資格について審査をしてきているわけございまして、一応の施工能力というものはあると私どもとしては考えているわけございまして。

そうした中で、今回、体制ということにつきましても、例えば、その業者さんによっては、ほかの受注業務ということもあり得るかもしれません。そういったいろいろな関係の中で業者自身がそういった判断をされたということございまして、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、期日までにそういった辞退の届け出が出てくれば、それはそれとして受けるということになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、2点目にお尋ねの件のエリア、三河南中継局の移動センターのエリアということだと思いますけれども、お答えさせていただきます。

まず1点は、この行政無線に関してのアンテナというのですが、それについては、三河南中継局を使って連絡を取り合うということです。普通ですと、役場の上に1本、基地局をつくるのですが、そうではなくて、全国にあるものの一つだけ契約いたしまして、この地区について、三河南中継局、三ヶ根にあるそのアンテナを利用して役場の行政無線は利用していくという範疇でございます。それについては、エリアは十分幸田町を賄えるところにありますので、1本契約するというところでやっております。

それから、防災無線のほうにつきましては、役所のほうに1本、親局を立てて、そして、この69カ所をカバーしていく形でエリアはカバーされております。よって、基本的には、エリアとしては、すべて町内にあるところにあってはカバーするということがあります。若干地図でいきますとないところもありますが、あくまでそれは山間部だとか、言葉が足りませんが、そういう不必要なところはやめたということでもあります。人間がいる範疇によってカバーをしていったということで御理解をいただきたいと思っております。

聞こえやすくなるかということではありますが、行政無線のほうは聞こえやすくなりますし、先ほど、防災無線のほうも14基ふやしたと。55から69と。むしろ、騒音のほう若干気が引けるところはございますが、そういった面では聞こえやすくなったと。当然前進した形で進めておりますので、以前よりは聞こえやすくなったと思っております。

69基の一覧表につきましては、資料を提出させていただきます。

この契約の中に50基ほど、戸別受信機ということが書いてありますが、それにつきましては、難聴者用の戸別受信機であります。今回、69世帯ほど難聴者の方がみえますが、2回調査いたしました。1回目は手紙、2回目は来ていただいて、こういうのをやり

ますよということで調査をしていただいたところ、その50基以内で希望があったということでありますので、今回購入するのは難聴者の方々用の戸別受信機だということで御理解いただきたいと思います。

配布につきましては、今後、今進めております戸別受信機、正直な話、高うございます。1台4万円もします。そういった観点から、実はいろいろな経緯、経過がございました。調査をすると、戸別受信機の取り扱いが若干乱暴なところもあったり、自分で見ると、自助で、自分で助けて戸別受信機を使っていくという状況はいろいろなことがありました。そういった中でも、3月11日の東日本大震災を見ますと、やはり戸別受信機、うちに置いておく、こういった受信機だとか防災ラジオは必要なものと判断し、3月11日以降のことを勘案して、これからにつきましては防災ラジオをお願いをしていこうと思っております。もちろん無償配布という形をとらせていただきますので、幸田町の安全・安心、防災の一番のところであります。当初はいろいろ、有償という点もありましたが、無償ということで、防災ラジオで賄っていこうと思っております。

よって、今後、希望される人には、もちろん無償配布ですが、防災ラジオの形をとらせていただいて、配布は無償で進めていくつもりであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これから移動無線センターの三河南中継局と契約をするということではありますが、ここと契約をするとなれば、これからそうした通信費が必要かというふうに思うわけではありますが、これは年間幾らぐらいで契約をしていく、委託といいますか、そういうふうでやっていくのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、一覧表は出していただけるということでございますけれども、この屋外の拡声器を設置するとき、この69カ所についてといえ、これは、例えば、民地か公有地かということでございますけれども、設置箇所はすべて公有地なのか、それとも一部民地もかかってくるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） まず、確かに契約をさせていただきますので、金額は定かではございませんが、基地局を設けてやる初期投資でいきますと毎月の使用料が出ます。初期投資でいけば、もう5分の1で初期投資は済むわけでございます。無線機を買うだけになりまして、三河南中継局のアンテナを利用するだけになりますので、初期投資が安いという面で考えさせていただきました。毎月はおおむね定かでございますが、もしこれを一般的に基地局を設けてやると1億円ほどかかったかと思えます。それがたしか初期投資で無線機を買うだけですので、2,000万円弱ぐらいで事が買えて、あとは使用料、要するに借り賃を毎月払っていくということで、おおむね10年ぐらいですと、とんとなっていくというふうに聞いておりますが、それ以後については、また、この行政無線のあり方がどんどん進歩しておりますので、そういった面で初期投資のもので買ったということで、毎月の使用料につきましてはここではわかりませんので、後ほど報告させていただくということで、よろしく願いいたします。

それから、69カ所の場所につきましては、基本的に公有地、公の土地を全部やっております。民有地としては、いろいろなことがありますので、公有地等々で処理しております。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第34号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 豊坂小学校の外壁工事について、通告順に質疑を行います。

まずは、外壁塗装の塗料についてでございますが、今回は弗素系を使うというわけですが、これは工事費全体の中で塗料の費用は何%ぐらいになるのかなど。占める割合をお聞きします。なぜこれをお聞きするかということ、現在、とかく外壁工事というのは、いわゆる手抜き工事、ごまかしができてやすい業種であるというふうに言われております。例を言えば、塗料のラベルの張りかえによって中身をすりかえてしまうとか、工事の手抜きによって、3回塗るところを2回にして人件費をごまかすとか、いろいろな手抜きの手法があるようでございますので、どんな形で契約がされたのかということがとても気になるし、そのチェック方法も難しいことだろうなというふうに思っております。

この契約額を見ますと、予定価格の3割3歩引きと、そういうふうになっております。予定価格が見積りの何が実態とかけ離れているのかなどいうのを知りたかったものですから、塗料のことについてお伺いをしました。落札率が66.7%ですね。全体の平均の落札を見ると86.1%ですから、目立って低価格です。いわゆる最低制限価格の3分の2ぎりぎりのところで落札をしていると。予定価格掛ける3分の1で計算すると、この落札価格が出てきますので、これは偶然なのか、それとも業者はそれがわかってやったのかという部分についてお伺いしたいと思うのです。企業努力と言われるかもしれませんが、最低制限価格の設定はどのような場合に適用されるのかもあわせてお聞きします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、外壁塗料の弗素の占める割合でございますが、全体工事費予算に対しまして、おおむね24%になるということでございます。これはあくまでも予算積算ベースの考え方から割り出した数字でございます。

2番目の予定価の関係も含めまして、実態とかけ離れているものは何かということでございますが、議員御承知のとおりでございます。予定価格を事前公表して入札を今回執行させていただいたものでございまして、設計につきましては、町といたしましては、物価資料だとか参考見積もり、こういったもので積み上げているものでございます。これに対しまして業者のほうは、独自の単価基準といいますか、それによって単価を積算しているため、トータル的には今回のような大きな入札結果になったわけでございます。

入札の執行につきましては、総務部長のほうからお願いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 最低制限価格の関係での御質問でございますけれども、こちら

につきましては、町の契約規則によりまして、予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内におきまして設けるということでございます。

この関係につきましては、最低制限価格自体は事前、事後、これは非公開ということでございます、その範疇の中で今回はたまたま業者さんが一番下の3分の2のところを、ぎりぎりの線をねらってというか、言葉がいいかどうかわかりませんが、そういうことでこういったような結果になったというふうに理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、この落札した業者は、予定価格がもう事前公表されていますので、それに3分の2を掛けて出したと。中身の細かいデータではなくて、とにかく落札ありきと、そういうねらいがあったなということがよくわかるわけですが、それについて何かお聞きになったとか、どういう事情かということをお聞きされたことはありますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） そういったことまで聞いてはおりませんが、場合によっては、ですから、先ほど申し上げましたように、5分の4から3分の2までの範囲ということで私どもが設定をさせていただきわけでございます。場合によっては、一番最低のところを設けても、ここに引っかけってしまうというようなこともあり得るわけでございます、それはあくまでも業者さんがそういった形での判断をされたというふうにお考えいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 最初の塗料について、意外とごまかしやすいという話をしましたので、いろいろなことでやはり注意をしながら、よくチェックしながら工事に入っていたきたいというふうに私は思っております。

多分この工事は、学校ですので長期休暇というのですが、夏休みなどを含めて行われると思っておりますが、やはり夏休みとか、そういう長期休暇といえども、学校には子供がたくさんおりますので、そういったものへの安全の配慮というのですが、または教育活動をしているわけですから、そういったところへの影響への配慮ということはどうのように対策を立てておられるのかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回、小学校がその工事の対象ということでございますので、特に保安管理、そして教育活動、こういったものにつきまして、細心の注意を払って取り組んでいく所存でございます。

具体的には、校舎周りをメッシュシートで落下防止、こういったものにも対策は当然でございますが、工事用資機材、そして、材料の保管管理、こういったものにも注意を払ってまいりたいと思っております。

また、教育活動への影響ということでございますが、こういったものにつきましては、特に学校休業日、夏休み等でございますが、こういったところを中心に考えているところでございますが、やむを得ず授業等にも支障があるものにつきましては、騒音、振動、こういったものがない工種に限定して考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） よろしくお願いをします。

そして、工事が始まりますと、下請け、孫請けのほうに仕事が回っていくと、中にはとてもマナーの悪い作業員がおりまして、要するに、そういった部分が教育の現場であるということを意識していない部分があると思うものですから、例えば、作業員の喫煙の場所、学校敷地内ですから喫煙していいかどうかわかりませんが、いけないですね、敷地内ですね、休憩の場所、そういったものについて、どのような対策がされているのかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回、工期も長くなるわけでございます。よって、現場におきましては、現場事務所を設けてまいりたいということで、作業員の皆さんの休憩については現場事務所です。そしてまた、もう一つ、御心配いただいております喫煙の関係でございますが、学校敷地内はすべて禁煙となっております。こういったものの従業員への徹底につきましても、安全衛生上必要であるということではっきり示しながら、こういったことがないように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） その現場事務所というのはどの辺につくるわけですか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 現在、現場のほうを確認しておりますが、どの辺でということにつきましては、今調整中でございます。よって、ここだという示しはまだございませんが、校舎の北側に予定はしていきたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 学校敷地内につくるとすれば、そこは事務所といえども禁煙ということで解釈していいですか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） そのとおりでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 入札執行調書の見方、読み方、簡単に言えば、談合を取り仕切るある業者が取り仕切る意欲を全くなくして、「勝手にやってくれ、好き勝手にやってくれ」という結果、いわゆる談合が不調不発。その結果が最低制限価格の落札ということであります。

今回の工事そのものが1号棟、2号棟という形でそれぞれ補修等を行うわけですが、この資料でいきますと、18ページに1号棟、2号棟についての工事の概要が載っております。そうしたことで、外部損傷も補修という形でタイルの張りかえというのがあります。これの関係で、教訓として酌むべきことは、幸田町自身、いろいろやってきたわけですね。つい最近、この庁舎の関係も大いに教訓と酌むべき内容を持っているわけですが、この関係は目視をされたのか、それとも目視を含めて、それ以外の関係で事実確認

をされた形の中で補修の対象物件といえますか、対象の内容を見定めたのかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） タイルの張りかえの現場調査でございますが、昨年度、実施設計を行わせていただきまして、タイル部分につきましては、打音法で調査をさせていただきました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 打音法というのは、（こん、こんと2回、打つ音あり）大丈夫かなと、こういうことですね。それで失敗したのがここです。庁舎ではないですか、失敗したのは。雨漏りがあるよと言って私は特定した。しかし、どこから漏ってきて、どういう伝わりをしてきたか、打音もやったと。ですけれども、やってみたら、ここもいけない、ここもいけないとどんどん、どんどん広がって、もともとの請け負いの単価をだんだん、だんだん切り下げてしまって、「あかんわ」と言っておきながら、後でまた、議会にはきちんとした報告はしないけれども、工事請負金額をどんどん、どんどん水増ししたわけだ。たまたま議会の議決案件ではなかったのも、結果、適当に好き勝手なことばかりおやりになったけれどもね。ですけれども、こういう点からいけば、目視は第1条件、それから、打音もたたいて、こんにちはと。これも結構と。そうしますと、雨漏りの事例というのはなかったという判断になるわけですが、それでよろしいですか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 打音法につきましては、これは、ハンマーでももちろんたたいて見るわけでございますが、音響機器によりまして、その空気振動を計測して、内部の状況を把握するというような調査をさせていただいたところでございます。

また、雨漏りの関係でございますが、現在、豊坂小学校では、一部、本校舎の1階部分に雨漏りを経験してございます。ほかの部分につきましては、サッシ周りからの水が入ったとか、そういうことはあるわけですが、雨漏りは、現在は1カ所であるというふうに認識しております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 音響による効果だよということで、それは、入札前の設計の段階ですよ。設計をする、基本設計でも実施設計でもいい、要は打音だけでも、目視だけでもない、さらにぼんぼんとやって、どこまで音がどういう形で響くのかと、そういうことで、密着しているか、密着していないかによって音の出方が変わるわけですよ。それは業者がやるわけではないでしょ。設定の段階で、どこまで範囲が広がっているのか、ここまで広がっているから、張りかえをするのに何枚要るのかと、こういうことですよ。それはだれがやったのですか。まさか、おたくがやったわけではないですよ。幸田町でそんな機械を持っていないし、それだけ技能や技術を持っている人はいない。ということは設計の業者なのですか。どこが設計で、その業者がそういう打音とあわせた音響測定をしながら、この範囲は危ないなど、密着していないなど。だから張りかえをしましょうよということで設定の中に落としてきているはずなのです。それでなければ、数字を追っただけではできてこないですよ。その辺はどうですか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 昨年、実施設計業務を外部発注いたしておきまして、業者は伊吹建築でございまして、その成果につきましては、10月から工事を始め、2月末に終了したという状況でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした形の中で、18ページにそれぞれ外壁補修工事という形でございます。今申し上げたのは、この外壁の関係であります。そうした中で、欠損部分の樹脂のモルタル充填、あるいはタイルの張りかえというのがあるわけですが、それとあわせて外部建具工事と。これは1号棟も2号棟も同じであります。

そうした中で、強化ガラスへの入れかえだよと。それは指定箇所だよと。どういう指定をしたかかどうかはここでは書いていない。それから、強化ガラスのほかにガラス飛散防止フィルムを張りつける。これも1号棟、2号棟とも指定箇所だよということですが、そうしたときに、強化ガラスとガラスの飛散防止ということで、飛散防止は、これは内部の建具の関係だよと、こういうことですよ。強化ガラスは外部だよと、こういう読み取りができるわけです。

そうしますと、ガラス飛散防止フィルムは1平方メートル当たり幾らなのか。強化ガラスは、ガラスは厚さによって値段は変わってくるのですが、ガラスの厚と平方メートル当たりどのくらいの単価差があるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 強化ガラスにつきましては、今回、その指定部分といいますのは、南面につきましては、既設の建具、ガラスの取りかえということでありまして。北側部分につきましては、今回、撤去をしまして、全面改修というような予定でいるところでございます。

また、飛散防止フィルムにつきましては、廊下側の教室側といいますか、こちらのほうに取り組んでいくというものでございます。

値段の関係でございますが、現在、予定しております飛散防止を兼ねた強化ガラスでございますが、平米8,400円ほどでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よろしく申し上げますとすらすらとごまかされたような気がしてしやうがないわけです。ですから、私が申し上げた、単品と言いはいけないですが、強化ガラスだから飛散防止の機能を備えているという解釈なのか、いわゆる強化ガラスという形で、それを兼ね備えたときに、内部の建具ガラスについては、強化ガラスではないよと。通常のガラスに飛散防止フィルムを張りますよと、私はこういう理解です。あなたが違うというのなら、最初からそういう説明をしてください。

そうしたときに、通常のガラスにフィルムを張りつける、では、そのフィルムは平米当たり幾らなのかということでありまして。ですから、あなたの言われたのは、外部の関係で、南側については強化ガラスで、北側については撤去して新しいものをやると。いろいろな言い方をして勝手な解釈をしているわけですが、そういった点で、もう少し親

切丁寧な答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 大変失礼いたしました。

強化ガラスにつきましては、飛散防止を兼ねた強化ガラスでございまして、内部に張る飛散防止はフィルムを張るという工種でございまして、先ほど申しました8,400円は強化ガラスの平米単価でございまして、内部フィルムにつきましては、平米280円程度になります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、特に強化ガラスというのは飛散防止を兼ねた強化ガラスで、そんなことは業界の常識だと、こういうことですが、そうしたときに、今、これから夏場に向う、夏場に限らずですが、UVカット、いわゆる紫外線カットという点でいけば、これはまだこれからの問題、単価の問題も出るかもしれませんが、飛散防止を含めた強化ガラスにUVカット、いわゆる紫外線防止のガラス、大体今、90%から98%ぐらい紫外線をカットできるよと、こういうような製品もできてきているわけですが、そうした点も含めていくなれば、紫外線が子供たちに与える影響、特に窓側にいる子供たちへの影響というの、やはりせっかくの工事をするわけですから、そういうUVカットの機能を持つ強化ガラスというのは、これは製品的にあるわけです。そこら辺の採用についてはどういうふうにお考えになりますか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回の工種は、UVカットの機能は有しておらないわけですが、これは単価面もそうですが、今回は、非構造物の耐震という考え方からのメニューでございまして、UVになりますと、環境だとか、また違った補助事業があるかもしれませんが、そういった面では今回取り入れなかったということございまして、単価はかなり高うございまして、現在予定しているものの5倍から6倍というような平米単価だというふうに認識をしておりますが、今後は、そういった補助メニューといったところ調整をしながら検討はしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はこれからの話をしていてではなくて、大規模改修という形で、せっかく強化ガラスに切りかえをしていく、そうしたときにUVカットのできる製品もあると。五、六倍というのは少々ぶっかけではないかな。私が承知しているのは、大体2.5倍から3倍という状況と。そんなにたくさん、まだ指定箇所という形でやってあるので、どこまで指定されて、その具体的な内容はどれだけかという点でいくと、まだ十分な説明も私どももわからないわけですが、そうした点からいくなれば、次回からはとお預けという形でいくよりも、せっかくの機会であると。談合不調で最低制限価格の66.66の最後に7というのがつくわけですが、そういうことであれば、それはやはり選択肢の問題も出てくるだろうということと、もう一つは、打音と音響といっても、この庁舎の中で、どンドン、どンドン工事範囲が広がっていった。「何をやっているのだ」と文句を言ってやりゃいい。町長、あなたのお城がそうだったではないですか。

自分のところのものは棚に上げて、教育委員会ばかりがあがあ言うなということは言えるわけなのでね、ちょんぼやっているわけだから。そういった点からいけば、選択の幅を自分で狭めない。選択の広げながら、相手方の落ち度もあるわけです。相手側の落ち度というのは町長の落ち度。こんなもの安かろう悪かろうでやった見本です。そういう点、事業をとらえてどうだということは私は申し上げるのではない。せっかくの機会ですから、次回に検討しますわと言って先送りせずに、私はこの感覚でいけばできるのではないのかなと。

これはたまたま議会の議決案件ですから、請負契約金額の変更となると議会でもう一遍再議決をしなければならないけれども、あなたたちは知恵があるし、知恵も工夫もできる。そこら辺で選択を余り自分で狭めないように。広げたいなといったときには先例もありますと。こういうことで考えていただきたい。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 単価面で大きな数字を言ったかもしれませんが、その設計をする段階で、予算との関係もございまして、当然いろいろメニューを考えるわけですが、現在は強化ガラスに今回は取り組んでいくということでお願いをしているところでございます。

また、先ほど値段の関係も言いましたが、今回、そのUVカットになりますと、複層ガラス製品ということで、ダブルというのですか、要は中にある物が入ったり、そういったことで、構造上、また難しい面が出てきまして、今度はサッシごとかえなければいけないとか、今ある物を使えるという状況にもなく、それに附属品をつければできるかもしれませんが、そういったこともありますので、今後、そういった事業展開をこれからしていくわけですので、補助メニュー等も相談しながら考えてまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 最初にお断りしますが、通告の文章の記載の構成がおかしかったですが、要は3点ほどありまして、今回の工事契約と入札の関係で、当初見込みの予算と実際に入札の金額の差の開きについて、例えば、当初、予算を立てるときの工事設計予想、これと、これと、こういうものを想定したよというものと、発注段階というか、入札段階における工事の設計内容が違っていたかどうか、同じ内容でこういう結果になれば、そういうことだということで結構ですが。それから、先ほどの例のように、財源の内訳の説明、それから、一番上の文章の話ですが、今後の学校耐震見込みというものについては、他の強化ガラスと飛散防止の対応について、今後の展望と予定というものが想定されていたら、ここで示していただければということで出しました。

以上です。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、工事内容の変更はということでございますが、今回の工事、設計段階と入札段階で工事の変更内容はございません。

それから、財源内訳でございますが、これも国費、社会資本整備総合交付金を1,374

万円受けまして、残りの3,435万円は教育基金を取り崩させていただき予定でございます。

また、3点目の今後の学校の耐震化計画ということですが、これは、実施計画ローリングにも示させていただいているところですが、25年度は、予定でございますと、坂崎小学校と幸田中学校の校舎、そして、26年度は幸田小学校と中央小学校の校舎を予定しております。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ここで、途中でありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時55分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

消防長。

○消防長（近藤 弘君） まことに申しわけございません。先ほど丸山議員からお尋ねのMCAを利用した場合の月額の使用料、毎月10万6,000円であります。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほど、フィルムの値段を280円と言いましたが、大変申しわけございません。数量の欄を見てしまいまして、平米4,800円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） まず、業者選定についてお尋ねしたいというふうに思います。

今回の指名業者選定に当たって、32号議案の業者と全く同じ業者で、5月16日に入札を行っているわけでありまして、そうした中で、この入札結果から見られることは、この落札率から見れば、まず1番札ですね、落札をしました業者の次に低い札を入れたところが小原建設ということでありまして、これが32号議案、34号議案についても、2番目の札を入れたところが小原建設という、こういうことで、この点を見るならば、町内業者、純粋に町内業者の方たちが、頑張ったといえば頑張ったわけでありましてけれども、しかしながら、これが全く同じ指名業者で、同日にやって、そして、そのような入札結果が起きたということについて、町当局はどのように考えられるかということでありまして。しかも、今度の34号議案にあたっては、落札率が最低制限価格どんぴしゃだったということでありましてけれども、この点についてどうかということでございます。適正なこうした工事の施工というのは必要であるわけでありましてけれども、そこでお伺いしたいわけでありましてけれども、この最低制限価格とはどう考えられるかということでございますけれども、その点について、お尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 32号議案と同じ業者が選定されているというようなお話でござ

いますけれども、これは、先ほど32号議案の際に御説明申し上げましたように、私どもとしては、本来、工種、建築工事業者の中からこういった選定をするわけですが、世の中の不景気というような状況もございまして、極力町内業者を優先するというようなことで、今回、こういったような指名をさせていただいたということでございます。

小原建設が第2位の札を入れているという御指摘でございますけれども、これについて、私どもがどうこうということは申し上げられないところでございます。結果としてこういうふうになっているということしか私どもとしては何とも申し上げようがございません。

最低制限価格につきましては、これは町の契約規則、また、それから地方自治法の施行令におきましても、こういった最低制限価格の規定というものを設けているわけですが、工事または製造の請負の契約を競争入札によって提供する場合におきまして、その内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときに、あらかじめ落札価格を限度として、これは最低制限価格でございますけれども、こういったものを設けて、予定価格の制限の範囲内におきまして、その価格を定めていくといったような規定になっているわけでございます。昔ですと1円入札とか、そういったこともございまして、その施工の質を確保するといった意味合いが非常に強いというふうに理解をいたしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 最低制限価格は非公開であるわけですが、しかしながら、予定価を公表することによって、その予定価の3分の2以内といいますか、先ほど、5分の4から3分の2以内ということで設けることができるということではありますが、非公開によって、大体その業者さんとしては、この最低制限価格を推計することができるということでございますが、一部自治体によっては、この予定価並びに最低制限価格を公表して、そして、その工事の質の保証、そうした施工を保証すると、品質を落とさない、ということ、その予定価と最低制限価格の間の中で競争が働くと、こういう中でやっているところもあるわけでありまして。幸田町のように、今回、最低制限価格どんぴしゃというようなことが落札結果としてあらわれたときに、やはり心配するのは、これは施工品質の確保がどうかということでございますので、その点におきましては、やはり検査と監理体制をきちんとしていくべきだというふうに求めるものであります。その点におきまして、きちんとやるべきであります。

それから、この最低制限価格の公表ということでは、いかがかということでございます。やはりこうしたことが続くようであれば、この入札に当たっての考え方も変えていかなければならないのではなかろうかということでございます。やはり透明性、ということが求められる中において、その指名競争入札のあり方、この点についても考えていく必要があるのではなかろうかというふうに思いますが、いかがかということでございます。

次に、最低制限価格どんぴしゃということで、今度は、そこに働く労働者の件でござ

いますけれども、やはり請け負いが安くなればなるほど、これは利益率も悪いということからすれば、どこで業者はこの分を確保できるかということ、今度は下請け業者の人夫賃を切ってくるのか、こういう方法でしか利益を上げられないというふうになってくれば、これはやはり公共工事における質の確保という面からいっても、今、いろいろなところで行われております公契約条例、こういうものの制定をしながら、そして、品質を保証していく、こういう取り組みも考えていかなければならないのではなかろうかというふうに思いますが、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 最低制限価格の関係でございますけれども、今回はたまたま私どもの設定をいたしました最低制限価格と業者の方が入札をされたものが一緒になったということでございますけれども、最低制限価格につきましては、画一的な割合をあらかじめ定めて運用するということは、やはり適切ではないというふうに考えております。同じ予定価格、3分の2ばかりやっておれば、当然そういったものは推測されるわけでございますので、個々の契約の中で、それぞれに従った中でそれは判断をしていく必要があるというふうに理解をいたしているところでございまして、今後の公平な契約を確保する意味からも、この辺の最低制限価格のあり方というのは、慎重に判断をしていく必要があるというふうに理解をいたしております。

また、労働者の質の確保ということでございますが、当然のことながら、工期もありますし、また、そして、その工事の完了した場合の成果というものも一定のものを確保していただくには、それだけの人工、技術スタッフというものも必要になってくるわけでございます。私どもとしては、現状の中で工期を間に合わすとか、そういったようなことの中で必要な人員というものは確保していただいていると思っております。また、経費的な部分というもの、一部にはそういった御意見もあるところは、全国の中で、工賃を削って、その分で安くしているといったような事例もあるということはお聞きいたしておりますが、私どもとしては、今、現状の中で、今回、最低制限価格を設けさせていただいたのも、一つにはそういった状況というものもあるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この今回の最低制限価格どんぴしゃの落札という結果から、やはりだれしもが不安を抱くのが、工事が適正に行われるかと。安かろう悪かろうでは、やはりいけないわけでありまして、この質の確保というのは当然求められるものでありますので、そうした点から、きちんとその監理をしていくべきだというふうに思うわけですが、当時に、こうした請け負いが下がることによって単価の切り下げがあるということからすれば、公共工事における質の確保という上でも、公契約法に基づいた公契約条例というのが、私も行ってまいりましたけれども、千葉県野田市や、また、川崎市、そして、多摩市等でもどんどんと今、条例が制定をされ、そして、労働者の工賃等も保証される、そういうふうになってきております。そうした点で、これからこれについても考えていかなければならない時期に来ているのではなかろうかというふうに思

いますので、その点についても、総務部のほうではどうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 工事の監理、施工、また品質、工程など、いろいろなそういった監理につきまして、私どもとしても適正な工事が確保されるように、しっかりとその状況について、所管課のほうと調整をしながら見ていきたいというふうを考えております。

また、公契約条例の関係も御指摘をいただいたわけですが、こちらにつきましては、まだいろいろな状況もあるかと思えます。今後の研究課題とさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この施工の監理については、教育委員会のほうでは、これは職員が行っていくわけでありますが、その職員はどういう体制で監理をしていくのか。やはり専門的な知識も必要になってくるわけですが、そうした点で十分可能かということですが、その点について伺いたいと思えます。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 適正な工事監理の面につきましては、当然ながら、施工監理、品質監理、工程監理、こういったものに適切に取り組んでまいり所存でございます。現在、担当は2名でございますが、これだけでは専門的などころに及ぶものではございませんので、今後、工事の監理委託の入札発注を考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 監理委託をこれから発注ということは、またさらに、その委託費用というものがかかってくるわけでありますが、こうした改めての監理委託が必要というのは今回初めて聞いたのかなというふうに思うのですけれども、今までにはそういうことはなかったような気がするのですけれども、事例としてはあるのかということと、監理委託が必要なのはなぜかということですが、

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 現在考えているのは、先ほど申しました、予算の範囲内でやっているというか、予算も当然とっているわけですが、この監理委託も国費事業で今回対応させていただくということですが、

また、過去にもそういったことは例がないではないかということですが、これは、大規模改修のときには委託をしております。今後もそういった前段階の実施設計、そして、工事の進捗の監理委託、こういったものにも取り組んでいく予定でおります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） その監理委託業者はどのようにして選定をしていくのかということと、それから、予算の範囲内と言われましたけれども、予算的にはどれぐらいなのかということと、国庫補助の対象となることではありますが、分けてお答えがいただきたい。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 予算面では175万円を予算計上させていただいています。

この契約方法につきましては、指名競争入札を予定しております。そして、国費につきましても、7分の2国費というような状況で対応してまいります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の補正予算の中で債務負担行為と、こういう形で新たに提出がされておりますけれども、そもそも債務負担というのは、性格はですよ、借金の前取りですよ。借金をあらかじめ債務負担というしゃれた名前を使って予算に計上すれば、その期間は、もう予算は確実にとって行く。それが債務負担行為と、こういうことです。そうしたときに、年度途中でなぜ債務負担が生じるのか。本来的にいけば、先ほど申し上げたように、通年に、いわゆる複数年以上にわたる借金を行いますよといったときに、それは本来的には当初予算で措置をすべき内容ですよということでありまして。そうしたことがきちんと守られずに、結局、年度途中で補正予算対応で債務負担行為をされる。その債務負担をする内容については、別にまた後で触れます。

そもそもですよ、そもそも債務負担とはどういう性格のもので、それがなぜ年度当初で議会の議決の対象にしなかったのか。年度途中での債務負担行為という議決を経なければならぬという点からいけば、事務事業に大きな問題を抱えている行政の実態があるのではないのかと、こういう指摘になるわけですよ。

中央、国がどうのこうのなどという問題ではない、先ほど申し上げたとおり。そもそも論として、債務負担行為とは議会に対する対応の問題としてどうなのかということまで答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 債務負担というものは、本来、この先の負担の裏づけをするという等の部分においてされると。今、議員おっしゃられましたように、その事を起こすということで、その部分で事を起こすということが通常であろうというふうに思っております。

なお、今回、私どもが債務負担で上げさせていただいております案件につきましては、実は、23年度、外構工事等をまだ施工中でございました。建設費の確定ができず、予算編成時期とのタイムラグ、24年から、いわゆる負担をしていくという部分におきましてタイムラグがございましたので、年度途中ではございましたが、債務負担という運びになったということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 施越しをやりましたよ。施越しそのものは、当年度に予算措置はないけれども、財源の裏づけがありますから当年度でやらせてもらいますよというのが施越し工事ですよ。でなければ施越しなどという言葉を使わなくても、当年度事業でやれるなら当年度予算の中でやればいい。当年度に予算措置がないけれども、次年度で予算

の確保が確実にできますよと。そういう見通しの上で施越し工事をやる。幸田町には、私の記憶でいけば、2回ぐらいあったような気がするのですが。回数が多い少ないというものではない。

要は、性格的なそうだといい点からいけば、言ってみれば、債務負担というのは、既に見切り発車しておりますよと。23年度で予算がないけれども施越し工事でやって、24年度から14年間やります。それは今回出してきた協定書にうたってある。協定書の内容は、15年間となっている。ですけれども、もう当初予算の中で2億3,000万円、予算措置してあるわけです。そういう点からいけば、実質的には契約書そのものがいつから発効するかという点からいくという問題が一つと、14年間だよという規定からいくと、当初予算で既に2億3,000万円計上してある内容は債務負担とは外れるわけです。そうでしょう。協定書は15年分ですよと。だけれども、実質的に予算的な問題からいけば、もう既に、それが施越しですよという形で、施越しは、先ほど言ったように、予算の先食い、債務負担というのは借金の先食い。こういう使い分けはあったとしても、協定書は15年分だよ。それぞれ年度で15分の1ですよと。しかし、その15分の1の債務負担から、実際には14分の1ですよ。残っている15分の1というのは、もう当年度で債務負担によらないで予算措置をしているというのと、この契約はいつから発効するのか。この契約の発効日は書いていない。最後に、平成24年の丸月丸日という形になっている。

そうしたときに、内容的にはそれぞれ問題はあるにしても、結果的には施越しの問題と債務負担の関係、それから、この協定書に書いてある15年間の関係からいったら、全く整合性が図られずに、あなた方が勝手のいいように、言葉を施越しだ、債務負担だという形でやられるという点からいくといかがなものかと。きちんと整理していただけるかな。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 施越し工事ではございません。施工中ということで、ちょっと聞き取りにくかったかと、失礼いたしました。

それから、協定書案を資料で出させていただきます。ここに付記ございますように、支払い予定としては、24年度を皮切りにいたしまして、平成38年までの15年間でございます。先ほど、昨年度、要するに予算編成時にはまだ工事を一部行ってございまして、整理中ということがございまして、先ほども述べましたように、予算編成の部分で24年度、この部分が心配されたものですから、当初予算におきまして、初年度となる24年分は予算を確保させていただいたところでございます。

今回、債務負担でお願いしてございますのは、25年から始まる14年間の部分に限ったものでございます。なお、24年は当初予算におきまして、表にもございますように、1億3,000万円の予算を承認いただいております。

なお、この表にございます15年までの部分で、このような債務を今回お願いするものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、あなたの言うのは、この協定書は15年間ですよと。当初予算で1億3,000万円組んであります。1億3,000万円組んである建設負担金は債務負担

行為ではないわけです。そうでしょ。15年だと。15年で、そのスタートは24年からですよということでしょ。24年からですよという債務負担15年間のスタートの段階で、1億3,000万円という今年度の予算は債務負担行為の議決を経ていない中の債務です。債務ではないですね、当年度だから。いってみれば理屈に合わない。15年間という形の中で、結果的には、これがいつ協定が事務的な関係で合意に達したのかという問題が出てくる。そこら辺はいつですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） これにつきましては、22年の8月から昨年8月まで、いろいろ調整を行ってきてございます。そして、今回資料で出ささせていただきました、この市町の協定書（案）ということで、これを出ささせていただきましたものがございます。

まず、この協定の締結予定でございますが、承認等になれば、今議会後に早速結んでいきたいというものでございます。これまでの協議の中で、市町で調整されてまいりまして、先ほどの負担の年次払い等を確認してきたものですから、この議会後、御承認をいただきました暁には結んでいきたいというものでございます。

なお、予算の計上については、24年は先ほど言ったとおりでございます。申しわけございません、債務負担ということとは別に、当初予算、通常で上げさせていただいております。

なお、今回、債務負担でお願いするのは、来年度以降の25年から38年度までの分でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、当初予算であります。例えば、町民会館は文化振興協会を指定管理者として5年間の債務負担行為という形で、3月議会で議決をする。その議決を裏づける形で委託料として出てくるわけですよ。そういうことでいけば、つまり債務負担として、わかりやすく言えば、指定管理という形で文化振興協会が町民会館等を含めたハピネス・ヒルを管理する。その指定者として管理をしますよ。指定管理料は5年間で16億8,000万円という形で出てくるわけです。その5分の1が予算で出てくる。だから、卵が先か鶏が先かという議論ではないです。卵と鶏と一緒になのです。債務負担がなかったら、債務負担行為で1億3,000万円という委託料を使っておりますよなどという理屈がなぜ起こるの。債務負担行為の議決はこれからですよ。この6月議会で議決をする。それ以前の3月の議会で1億3,000万円という委託料はもう議決している。ですから、議決しているということは、債務負担行為以外の議決なのです。違いますか。後追いで帳面づらを合わせるのかどうかということです。議決は、この議会ですよ、6月の議会ですよ。当初予算は3月の議会で1億3,000万円を議決してしまっているのではないですか。後追いをするという点でいけば、あなた方、事務的な関係も含めて、予算、財政、運営という点の原則からいけば、後追いでどうにでも、要は後でどんぶり勘定でずばっとやれば、トータルでそうなりますよというだけの話です。それはちょっとえらくはないですか。どうですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 確かに冒頭にも申し上げました。通常であれば一括して債

務等長期にわたるものを当初に上げるということかと思えます。事情については先ほども申し上げたような状況でございました。ということで、私どもは、この24年は、予算上はたまたま通常の予算で承認をいただいたということでございます。

なお、この協定書の締結等については、先ほど説明したとおり、承認の運びになればこの議会後に結んでいくと。ただし、これまでの協議の段階で、これらの協定書にあるような内容が市、町双方で確認をとられましたので、今回、初めて額も確定しということで債務負担等もお願いします。そして、協定をその後に結んでいきたいということで出させていただいているものでございます。23年度部分で、当初予算のときに一括して出せばというようなこともございましたが、まだ額の確定等もございませんでしたので、若干、説明等において不足する部分があったかもしれませんが、そのような運びになったということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、当初予算の段階をやらなかった、おおよその見込みはついていたけれども、まだ決着はついていないから、暫定とは言いませんが、1億3,000万円はやりまたしたよ。それはいいでしょう。万やむなしと。心が広いか狭いか知らないけれども、わかりましたと。ですけれども、協定書は14年間という協定書のスパンであれば、あなたの理屈は通るのです。15年のスパンで、24年も鍋に入れて、24年から15年間というスタンスは理屈に合いませんよ。こういうことを申し上げている。

債務負担期間のスタート時点がどさくさに紛れて、スタートラインをずっと前に持ってくる、後ろへ下げる。いずれも債務負担ですよ、15年ですよというのは、言ってみれば、あなたたちがやっていることは議会の議決権への侵害だ。事務ベースのことばかり言っているけれども、もっとそういう点でいえば、これは昨年8月16日に、建設負担金についてという形で産建が協議会をやっております。去年の8月16日の産建資料。それ以降、みんな、担当の委員会にも、予算あるいは決算の特別委員会にも、いや、聞かないほうが悪いのだわな。聞かないことをしゃべるわけにはいかないですわと。聞かれても物を言わないけれどもね。

だから、議会の側にもちいと落ち度があるにはあるということ踏まえた形の中で、言ってみれば、予算の先食いだとか、借金の先食いだという性格はあるけれども、もともと議会の議決の対象外のことをやっておきながら、それは年度の当初までさかのぼって、14年間ではなくて15年間というのは、予算の編成の問題と予算の議会の議決権というものに対する侵害ではないですかということを私は言っている。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 昨年の8月、協議会で出させていただきました。そのときにも、説明の中でさせていただいたわけでございますけれども、見込みの概算額的なものは触れてございます。ただし、これについては、現在進行形であるということで、年度末までに精算をもって確認をしていきたいということをさせていただいたことの記憶はございます。

そういう部分で、冒頭の部分にも触れるわけでございますけれども、この協定案にございます、15年間の債務負担ということでできるようであれば一括で債務をお願いする

べきということですが、やはり24年度当初予算において、翌年にその部分の負担の心配がございましたので、説明不足はあるかもしれませんが、当初で、まず24年分を確保させていただいた。そして、今回は額の確定等を見たものですから、残り分の25年以降38年までの想定分を債務として、残り分として今議会にお願いをさせていただくということですが。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 堂々めぐりとは言いませんが、なかなかきちんとした答弁がいただけないなというふうに思います。

そうした形の中で、この協定書の2ページ、3ページに、それぞれの負担割合が載っております。例えば、全体の均等割は10%、建設費割が45%、人口割が45%という形でトータルで出ているわけですが、幸田町の負担分が19億3,705万264円、こういう形で、これは15年間でそれぞれ負担しますよということですが、これを答弁いただくのは、幸田町負担分の均等割の関係は幾らなのか、それから、建設費割、人口割、それぞれ1、2、3というふうに分かれておりますので、幸田町の負担額について答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） それでは、均等割の部分から申し上げてまいります。均等割の部分の町負担分は、6億1,650万2,312円になります。次に、建設費割でございますけれども、こちらは8億1,008万4,038円でございます。次に、残りの人口割でございますが、こちらは5億1,046万3,914円、締めて19億3,705万264円ということになります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは、産建のときの議論があったかどうか、私は傍聴しておりませんし、定かではございません。ただ、そうしたときに、人口割という関係からいったら、9.8%ということで、若干どうかというふうに思うけれども、本来、こういう焼却施設、中間処理という形で焼却施設といったら、何を燃やすかといったら、可燃ごみを燃やす。可燃ごみを燃やすといったときに、それぞれの市町で1人当たりの排出量がどうなのかと。言ってみれば、排出量、搬入量の比率でいくべきだと。ということは、人口比という点からいけば、みんな押しなべて、どこの市町も減量化で努力するとかしないとかということは関係なくて、頭数が多いから頭数で割ってしまうよと。幸田町は9.8%だよと。しかし、ごみの排出量、ごみの減量化でいけば、愛知県の中でもピカ一。全国の中でも名立たる減量化を進めてきているという点からいけば、6%台ですよ。人口は9.8%だけれども、ごみの搬入量からいったら6%台という点からいけば、これは、ずっと私は一貫して主張してきたわけですが、人口割が100分の45%、幸田町が人口でいけば9.8%だと。5億1,000万円余りの負担という点から含めていくなれば、岡崎にごり押しをされたなど。岡崎にごり押しをされると「はあ」と言って、物を言わずに住民に負担をかけるという大須賀町政。全く同一だ。それで二言目には、「ぐずぐず言うなら、自分のところから出たごみぐらい自分のところで処理しなさい」というのが向こうの理屈です。

では、それ以外に、ごみの問題でいけば、それは確かに物が言えなくなるというのは

事実。あと岡崎ですと市民病院。「ぜひいらっしゃい、いらっしゃい。医師不足だけれどもしっかり診てあげる」と。「火葬場、炉があいて、あくびしているから、幾らでも燃やしてあげるから持っておいで」と言っているわけです。「蒲郡へ持っていかなくても、岡崎へ持っておいで」と。自分の都合のいいことは、どこでもだれでもみんな言うわけです。そういう点からいけば、こちらも言うべきことはきちんと言うべきだ。言われて、「ごめんなさいね」と物も言わないで帰ってくるような町長ではどうもならん。どういうふうに主張してきたのですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今、議員もおっしゃられましたように、幸田町の1人当たりのごみ排出量、これは県下でもトップだということは私も理解しておりますし、そのことをもって、今回の建設費負担の協議を、町といたしましても人口割あるいはごみ排出量比、そのような形をとというようなことで町の意見は十二分に申し上げてまいりました。

しかし、市のほうは、仮にこれを新規につくるとした場合、別基準のもとに、やはり同じ幸田町が排出しているような施設を町でつくるとしたら幾らかかると、あるいは岡崎が単独でつくるとしたら幾らかかると、この指標。これをもとに双方の意見がぶつかり合ったということでございます。しかし、会を重ねるごとに、互いに相手の思っている部分も一定量しんしゃくする中で時間が経過し、その中で昨年3月時点でございますが、お互いに、今言った部分で、どうも交わりが難しいと。言ってみれば、どのような形にするか、そろそろ互いに歩み寄ることも大事ではないかということも出てまいりまして、ただいまの部分で、建設費割、そして人口割、全体の45%ずつというものをもって、その内訳で負担を決めていこうということで、4月早々にその事の決着、事務方としての話はついたということでございます。

それに至るまでは、いろいろ町、市の言い分は、まずは双方の資料を出す、金額をはじく、そして、本音をもちまして協議をしてきたと。そのような部分から、今申し上げましたように、最終的に歩み寄るということで話がまとまったということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中でありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時47分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、15番、大嶽 弘君の質問を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 補正予算の経理方法ということで、基準とか考え方について、自分で理解できなかったからお尋ねするのですが、今回、この還付金の3,000万円の補正ということではありますが、歳入のほうでは繰越金がいきなりぱっと、目に見えないところからプラスで足されたよということではありますが、こういうことというのは、それは確かに前年度分の繰越金というか、執行不用額などが浮いてきて、当然金はできるである

うとは思いますが、当初予算で目に見えないものを予算計上するのはいいのだけれども、途中の当初予算は確定した、その後でやるときに、この繰越額の増という目に見えないところからの繰り越し増よりも、財政調整基金など、そういうふうに戻立ってものから崩して、そして還付金の手当をするのが筋ではないのかなという気がしますが、その辺は、こういう理屈だよということがあれば説明をお願いしたいということと、それから、これに関連しまして、例えば、3,000万円だから補正はするけれども、では、還付金が10万円では話が来たから10万円の補正予算を6月で立てるのかという問題について、では、幾らなら補正を出すけれども、よくわからない話。基本的に確定すれば5万円でも補正を立てるよという決まりがあれば、それはそれまでですが、そういう判断基準なり規則というものがあるのかないのかということが1点目です。

それから、もし、そういう還付金の財源補正するのであれば、町税の収入全体総額についても収入がふえるのか減るのか。例えば、3月の法人決算であれば、中間申告分というのは決算確定すれば中間もある程度読めるわけでありまして。そういう面から見たときに、24年度の補正増というのもあり得るのではないかという感じがしますが、そういう面で、見通しというものの変化の兆候等が今ありましたら説明をしていただきたいということでありまして。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 財政調整基金で行うか繰越金で行うかというようなことでもございますけれども、この補正に当たりまして、どちらを使うかということでは、これはどちらを使ってもいいということになります。この補正のルールということでもございますけれども、10万円ならいいのか、3,000万円ならどうかというようなお話も今あったわけでもございますけれども、当然、予算として足りなければ、これは補正としてお願いしていくのが通常であるわけでもございます。今回3,000万円ということで、その補正をお願いしているわけでもございますが、大手企業さんのこの法人町民税の関係の大口の還付が必要になるということでもございますので、予算不足を生じるというようなことでもございますから、その点について、今回は補正をさせていただいたということでもございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、今後の町税収入の見通しということでもございますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の補正の関係につきましては、予定納付のありました大手電気機械器具製造企業の2011年度の連結決算見直し修正の発表があったことに伴いまして行うものでございますけれども、確定申告によりまして、7月末ごろにはその数値の明確なものが出てくるわけでもございますけれども、還付加算金の賦課ということも考慮に入れまして、今回お願いをさせていただくということでもございます。

今後、他の自動車関連企業さんの関係につきましても、6月末ごろには確定申告ということがあるわけでもございまして、今後の状況というものは、その辺をよく見きわめた上で今後の対応というものは考えていく必要があるというふうに考えております。

今回のこの電気器具製造企業さんの関係につきましても、法人税割の額の収入見込みが立たなくなりまして、4,000万円近くの減収が見込まれるというようなことでもございまして、正確な数字につきましては、先ほど申し上げましたように、7月末ごろの確定

申告の状況を見ないとわからないということでございますが、申しあげましたように、収入としては4,000万円近くの前年減収というような見込みを立てているところでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） この町税還付につきましては、今の説明でわかったわけでありませうけれども、これから町内でいけば、想定される場所ではソニーではなかろうかなということをおもうわけでありまして、このソニーは、つい先ごろにも、県下の中の工場で1万人の削減計画が発表されたところであります。幸田町の影響についてはどうかということでございます。4,000万円近くの前年減収が見込まれるということは大きいわけでありませうので、そうしたところにおいて、今回は、こうした町税還付でよかったわけでありませうけれども、今度は工場が撤退削減ということになってくれば、幸田町への影響もはかり知れないわけでありませう。以前にもリーマンショック以降、ソニーで雇いどめ、解雇、そういうことで、失業も町内の中で94人という方たちが職をなくされたわけでありませうので、そういう点から、影響というものについてはどう把握されておられるかということでございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 企業名のほうはこの場では控えさせていただきたいと思ひますが、北部のほうの、先ほどから申し上げておりますように、大手電気器具製造企業さんの会社分の収支の悪化ということでございますけれども、今、議員が言われましたように、この企業さんにつきましては、本年4月に、2012年度に全世界で約1万人の人員削減を実施するといった旨の発表がされました。人員削減の数は、既に事業の移管ですとか売却に伴って、5,000人規模の削減が決まっているわけでありませうが、テレビ部門の企業縮小などのリストラによりまして、削減を加えていくと削減規模が1万人に達するというところでございます。

2012年の3月期連結決算の最終損益は2,200億円の赤字を見込んでいるということで、非常に厳しい環境が続いているということでお聞きをしているわけでございますけれども、経営再建に向けた事業の選択と集中ということで、こういったものを加速させていく方針の中で、特に業績不振となっておりますテレビ需要の赤字脱却ということで、販売機種絞り込みですとか、テレビ事業のスリム化を進めていくということでございます。

本町のこの工場につきましては、ビデオカメラが御案内のとおり中心となっております。テレビ主体の他の工場のような縮小ということはないというふうにお考えのところでございますけれども、今後の状況というものは注視をしていきたいというふうにお思ひしているところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま一括議題となっております第31号議案から第35号議案を、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審査結果を、来る6月21日までに作成し、6月22日の本会議で報告願います。

委員会の会場は、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、明日、6月13日は本会議となっておりますが、質疑は本日ですべて終了しました。

よって、明日、6月13日の本会議は休会といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、6月13日の本会議は休会することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、6月22日午前9時から会議を再開しますので、よろしくお願ひいたします。

大変長時間、御苦勞さまでした。

散会 午後2時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年6月12日

議 長 池 田 久 男

議 員 大 嶽 弘

議 員 中 根 秋 男